

第四次・新潟県建設産業活性化プラン

～ 持続可能な社会づくりに貢献する建設産業をめざして ～

令和 3 年 3 月



新潟県

はじめに

令和2年1月、国内で初めて新型コロナウイルスが確認されて以降、私たちの日常は一変し、改めて生活を見つめ直す機会が訪れました。

現在、世界中が、新型コロナウイルス感染症だけでなく、自然災害、地球環境、気候変動などの地球規模の課題を抱えるとともに、経済成長や格差是正等の多くの社会問題への対応が求められています。

このような課題に対して、持続可能な開発目標とされるSDGsの実現が重要視されており、日本においても、SDGs実施指針が平成28年12月に決定（令和元年12月一部改定）されたところです。また、本県においても脱炭素社会、循環経済の実現や防災・減災、国土強靱化に向けた取組の推進により、持続可能な社会づくりを、あらゆる関係者が連携して進めていく必要があります。

建設産業は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態宣言時においても事業の継続が求められる重要な事業者に位置付けられており、『安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟』や『地域経済が元気で活力ある新潟』の実現に向けて必要不可欠な産業です。また、SDGsの達成においても多くの役割を担っています。

しかしながら、現在の建設産業は、将来の担い手確保や労働環境の整備、ICT活用などによる生産性向上、経営基盤の安定化といった課題を抱えており、その課題解決が急務となっています。

県ではこれまで、建設産業における課題解決のため、「新潟県建設産業活性化プラン」を策定し、建設産業を取り巻く環境の変化に併せて、数次にわたる改訂を行ってまいりました。

今回、新プランの策定にあたっては、有識者からなる評価会議を設置し、これまでの施策評価をいただくとともに、今後の施策についてもご意見をいただいたところです。

この「第四次・新潟県建設産業活性化プラン」に取りまとめた施策を進めることで、建設産業における持続可能な社会づくりへの貢献が再認識されるよう取り組んでまいります。

令和3年3月 新潟県知事 花角 英世

第四次・新潟県建設産業活性化プラン

目次

I	「第四次・新潟県建設産業活性化プラン」策定の経緯	1
1	本県のこれまでの建設産業振興策	
2	「第四次・活性化プラン」の位置づけと計画期間	
3	策定に当たっての取組	
II	県内建設産業の現状	2
1	今日の県内建設産業の役割	
2	県内建設産業の現状	
III	県内建設産業に関わる環境変化	13
1	県民の命とくらしを守る防災・減災対策の推進	
2	新・担い手3法の制定による取組の強化	
3	ICT導入の加速化	
4	働き方改革の強化	
5	社会資本の老朽化の進行	
6	SDGs達成への取組推進	
IV	これまでの取組を踏まえた今後の重点課題	15
1	これまでの県の取組と評価	
2	今後の重点課題	
V	「第四次・活性化プラン」の目標と施策体系	18
1	目標	
2	目標実現に向けた3つの柱	
3	施策体系	
VI	施策の展開	20
柱1	経営基盤の強化	20
施策1	経営の安定化	
施策2	経営課題の解決支援	
施策3	受注環境の向上	
柱2	人材の確保・育成	26
施策4	人材の確保・育成	
施策5	労働環境の改善	
柱3	生産性の向上	30
施策6	ICT等の活用促進	
施策7	新技術・新工法の活用促進等	
VII	持続可能な社会への貢献	34
1	求められる持続可能な社会	
2	建設産業におけるSDGsとの関わり	
3	SDGs達成に向けた取組の推進	
4	SDGsの達成に向けた建設産業の具体的取組例	

VIII プランの進行管理	38
1 数値目標	
2 施策の評価	
3 おわりに	
〈参考1〉統計資料	40
〈参考2〉「第三次・活性化プラン」最終評価会議	44

I 「第四次・新潟県建設産業活性化プラン」策定の経緯

1 本県のこれまでの建設産業振興策

本県では建設産業振興のため、平成13年5月に「建設産業振興プラン」を策定しました。それ以降、時代の変化に合わせた計画修正を行い、平成28年3月に「第三次・新潟県建設産業活性化プラン」（以下「第三次・活性化プラン」という。）を策定し、取り組んできたところです。

現在の建設産業は、社会基盤整備だけでなく激甚化・頻発化する自然災害に対する「守り手」としての役割も求められています。一方で、経営基盤の更なる安定化や担い手不足への対応という大きな課題を抱えており、このまま対策を進めなければ産業界の縮小を招き、安全・安心な県民生活が脅かされる事態となることも考えられます。

この状況を打破するためには、生産性の向上による働き方改革などに迅速かつ真剣に取り組むことが急務となっていることから、新たな建設産業振興計画として「第四次・新潟県建設産業活性化プラン（以下「第四次・活性化プラン」という。）」を策定しました。

2 「第四次・活性化プラン」の位置づけと計画期間

県の最上位計画である「新潟県総合計画～住んでよし、訪れてよしの新潟県～」を着実に実現していくためのアクションプランとして位置づけています。

計画期間は、令和3年度～7年度の5年間とし、施策の進捗状況や方向性を確認するため、令和5年度に中間評価を、令和7年度に最終評価を実施します。

3 策定に当たっての取組

(1) 有識者による取組状況の評価及び「第四次・活性化プラン」への提言

前プランである「第三次・活性化プラン」の施策評価及び今後の施策に対する提言をいただくため、有識者による評価会議を設置しました。

全4回の会議を開催し、委員の専門的な知見により、「第三次・活性化プラン」の取組状況の評価していただくとともに、社会状況等の変化を鑑みた施策の改善について提言をいただきました。

(2) 建設企業意識調査の実施

「第四次・活性化プラン」策定のための基礎資料とするため、県内建設企業1,100社を対象に意識調査を実施しています。この調査は、これまで活性化プランの策定・改訂の際に実施しています。

《令和2年度 建設企業意識調査》

調査期間：令和2年5月12日～6月2日

調査対象：県内建設企業1,100社〔回収率：56.0%（616社）〕

調査方法：電子メールによるアンケート調査

II 県内建設産業の現状

1 今日の県内建設産業の役割

(1) 地域の安全・安心を担う産業

① 災害への対応

近年、世界的に大きな自然災害が頻発し、日本においても大規模な地震や水害が毎年のように発生していることから、国では「国土強靱化基本計画」を策定し、対策を強化しています。

本県は、急峻な地形と脆弱な地質、長大な河川を擁するため、過去に幾多の自然災害に見舞われており、近年では平成 16 年の 7.13 水害や中越大震災、平成 19 年の中越沖地震、平成 23 年の長野県北部地震や新潟・福島豪雨、平成 25 年 7 月の豪雨災害など多くの災害が発生し、甚大な被害が生じています。

そのため、災害発生時の応急対応や復旧工事、防災・減災に貢献し、県民の安全・安心を守る建設産業は、新潟県において特に重要な産業です。

② 除雪への対応

本県は全国有数の豪雪地帯であり、令和 2 年 12 月には大雪のため、関越自動車道において最大 2,100 台の立ち往生が発生しました。

また、令和 3 年 1 月にも記録的な大雪となり、特に長岡市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市及び上越市では災害救助法が適用になるほどの豪雪となりました。

建設産業は冬期の道路交通を確保するための除雪対応も担っており、県民生活や経済活動を維持するために重要な役割を果たしています。

(2) 地域のくらしを支える産業

① 社会基盤の整備

本県は県土が広いことから、快適な生活につながる多くの社会資本を整備する必要があります。

その中で建設産業は、道路、河川、ダムや港湾など大規模な社会資本整備はもとより、学校や住宅などの身近な建築も担うことで、県民のくらしを支えています。

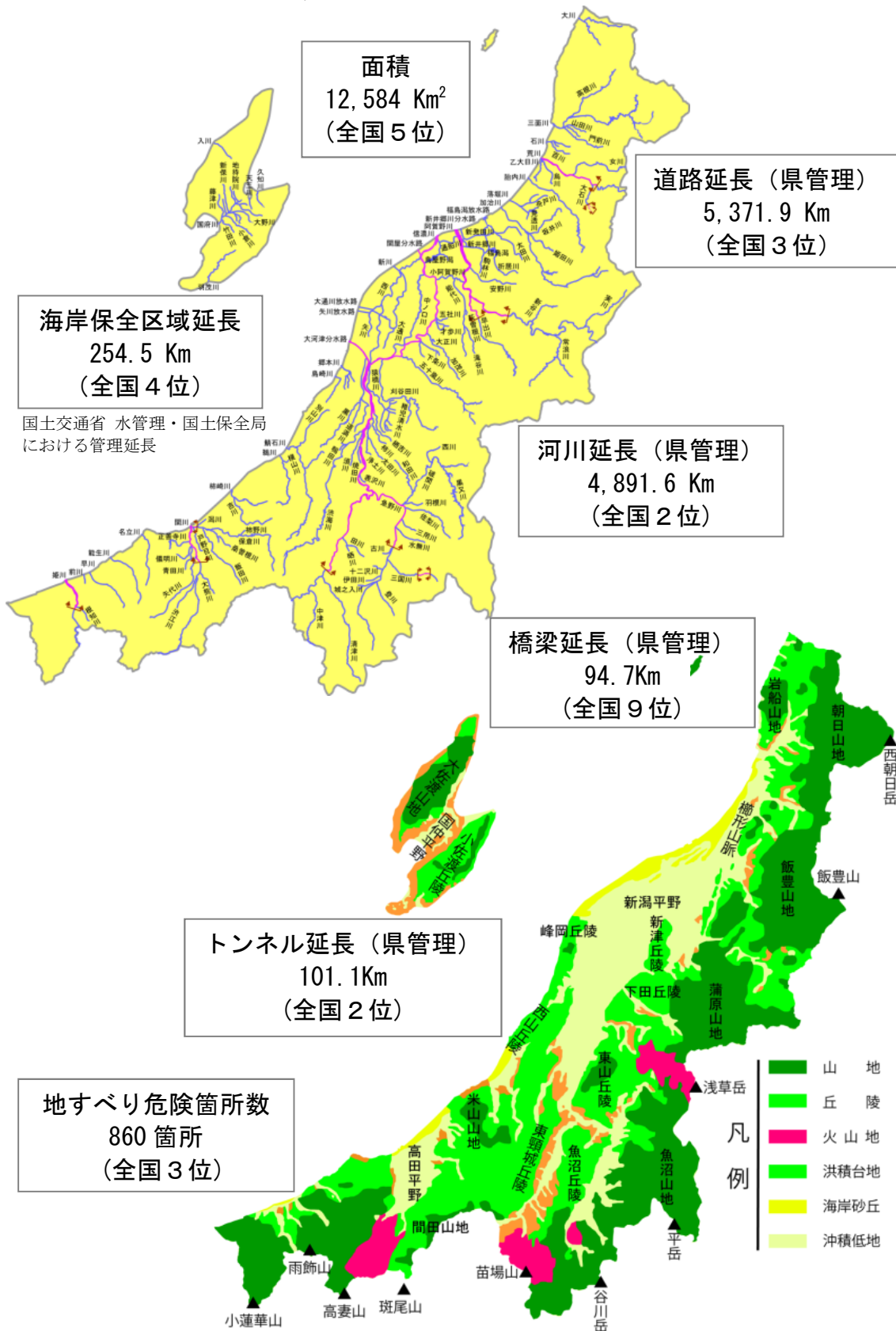
② 公共土木施設の維持管理

今後、高度経済成長期に整備したインフラ施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎えることとなります。県民生活に直結するインフラを維持していくためにも、建設産業における計画的な維持管理や補修対応が重要となります。

(3) 地域経済・雇用を下支えする産業

建設産業は災害対応やインフラ整備等を通じて、地域経済や雇用を下支えする産業です。特に本県の建設産業は、県内就業者数の 9.9%（平成 27 年国勢調査）を、県内総生産の 6.1%（平成 29 年度県民経済計算）を占め、全国平均を上回る値となっており、地域経済にとって欠くことのできない主要な産業となっています。

図1〔新潟県の地理的特徴〕



※道路延長、トンネル延長及び橋梁延長：平成 31 年 4 月 1 日時点
 河川延長：平成 31 年 4 月 30 日時点 海岸保全区域延長：平成 31 年 3 月 31 日時点
 面積：令和元年 10 月 1 日時点 地すべり危険箇所数 (国公表)：平成 10 年度時点

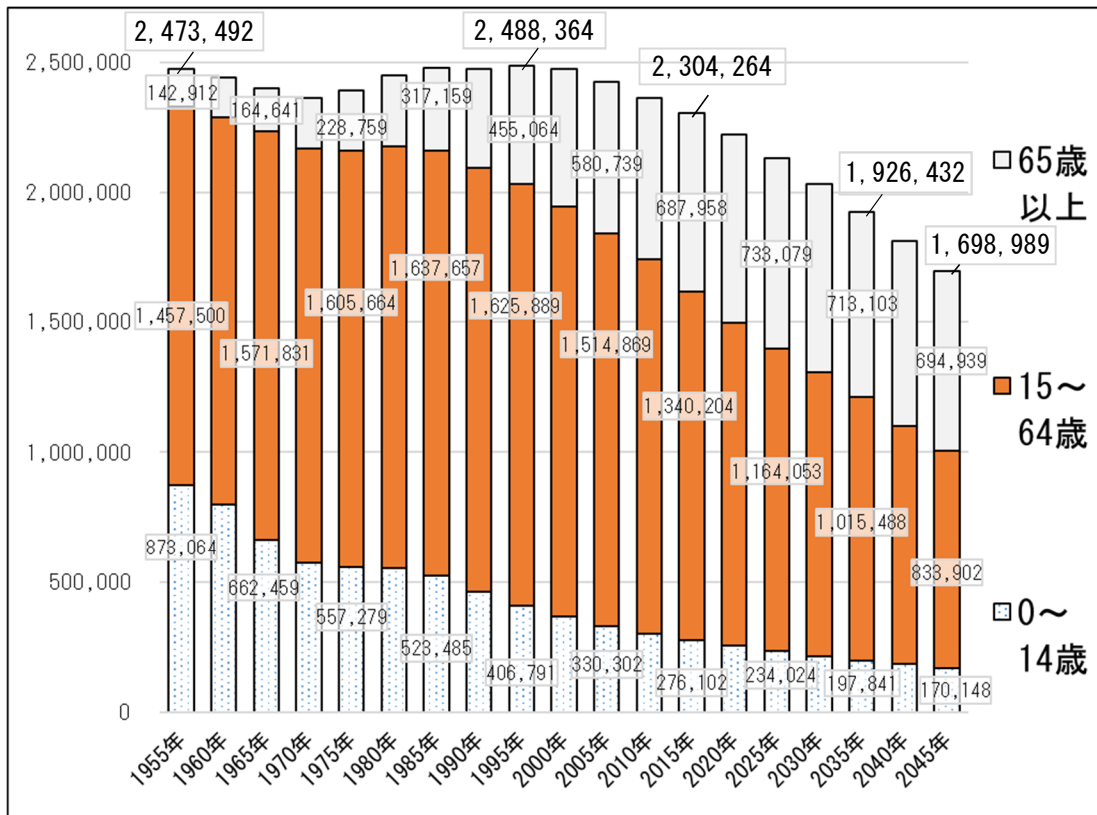
2 県内建設産業の現状

(1) 人口、建設業従事者、建設業許可業者等の状況

① 生産年齢人口は減少傾向

県内人口は減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）の国勢調査では 2,304,264 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では今後も人口減少に歯止めがかからず、2035 年には 200 万人を下回り 1,926,432 人に、2045 年には 1,698,989 人にまで減少すると予測されています。また、人口減少に伴い、産業や経済を担う生産年齢人口（15～65 歳）の大幅な減少が見込まれています。

図 2 〔県内人口（3 区分）の推移と将来推計人口〕



資料：総務省「国勢調査」（1955年～2015年データ）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（2020年～2045年データ）

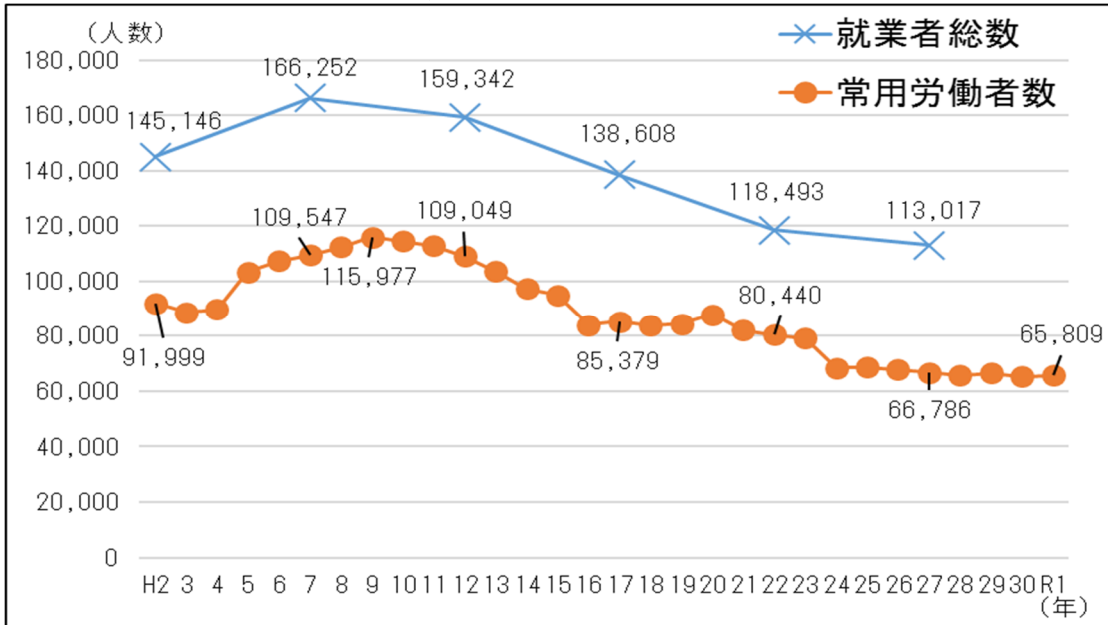
※年齢不詳も含まれるため、階層別人口と合計値が合わない場合がある。

② 県内建設業就業者数は大幅な減少が進行中

建設業の就業者数は平成 7 年の 166,252 人をピークに、平成 27 年度には 113,017 人まで減少し、ピーク時に比べて 68.0% となっています。

また、建設業の常用労働者数では平成 9 年の 115,977 人をピークに、令和元年には 65,809 人まで減少し、ピーク時に比べて 56.7% と大幅に減少しています。

図3 〔県内建設就業者数の推移〕

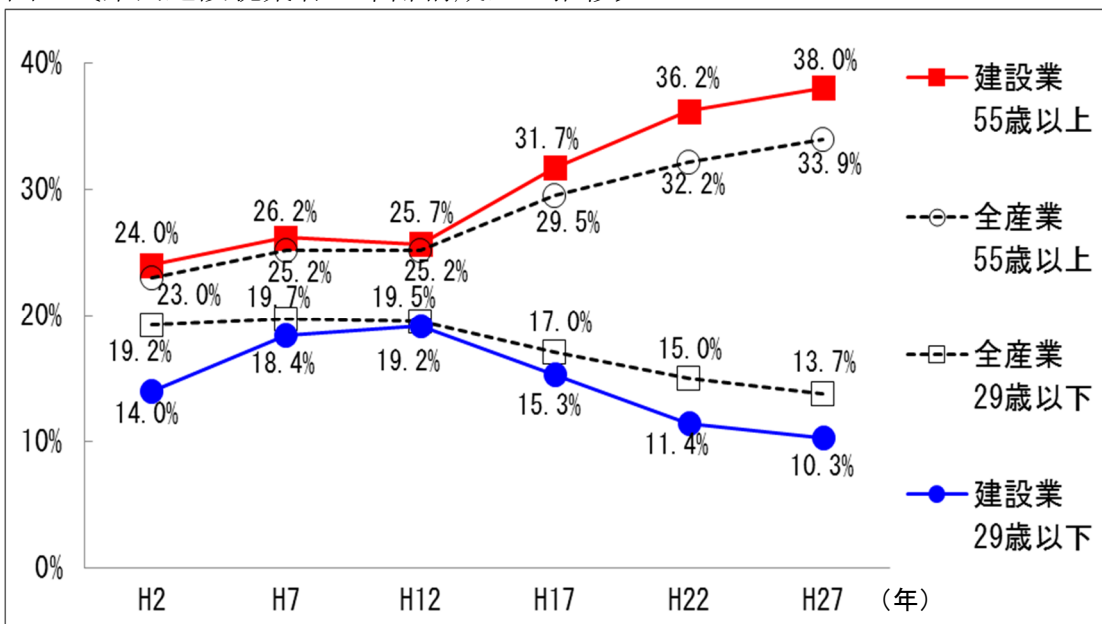


資料：総務省「国勢調査」(建設業就業者数)
 厚生労働省「毎月勤労統計調査」(常用労働者数)
 ※毎月勤労統計調査は5人以上の事業所が対象

③ 将来の担い手不足が深刻化

県内の建設業就業者の年齢構成を見ると、29歳以下の割合は平成12年以降減少傾向にあり、平成27年は10.3%となっており、55歳以上の割合は平成12年以降上昇傾向にあり、平成27年は38.0%となっています。県内の全産業において就業者の高齢化が進んでいますが、建設業においてはより深刻な状況となっています。

図4 〔県内建設就業者の年齢構成比の推移〕



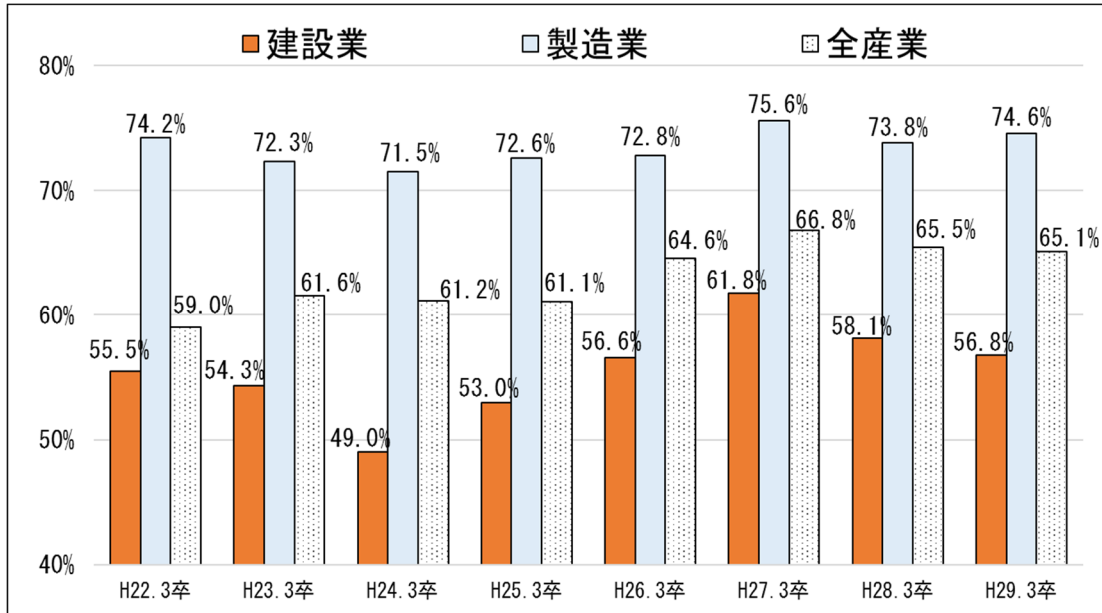
資料：総務省「国勢調査」

④ 更なる改善が望まれる就業継続率

県内の建設業に就業した新規学卒者における3年経過時点の就業継続率を見ると、高校卒では平成24年3月卒の49.0%から改善傾向にあり、平成27年3月卒では61.8%まで向上しましたが、直近2年では減少しています。また、全産業平均に比べて低い状況が続いています。

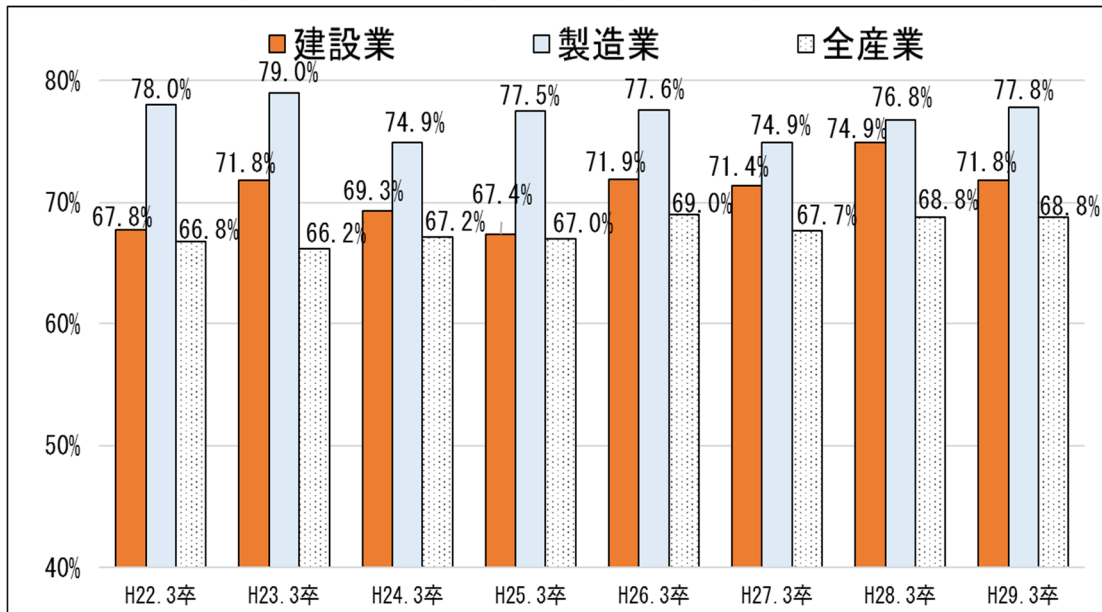
大学卒では全産業よりも高い就業継続率を維持しているものの、製造業に比べ低い水準となっています。

図5 〔県内の新卒就業者の就職継続率の推移（高校卒）〕



資料：新潟労働局資料を基に新潟県で作成

図6 〔県内の新卒就業者の就職継続率の推移（大学卒）〕

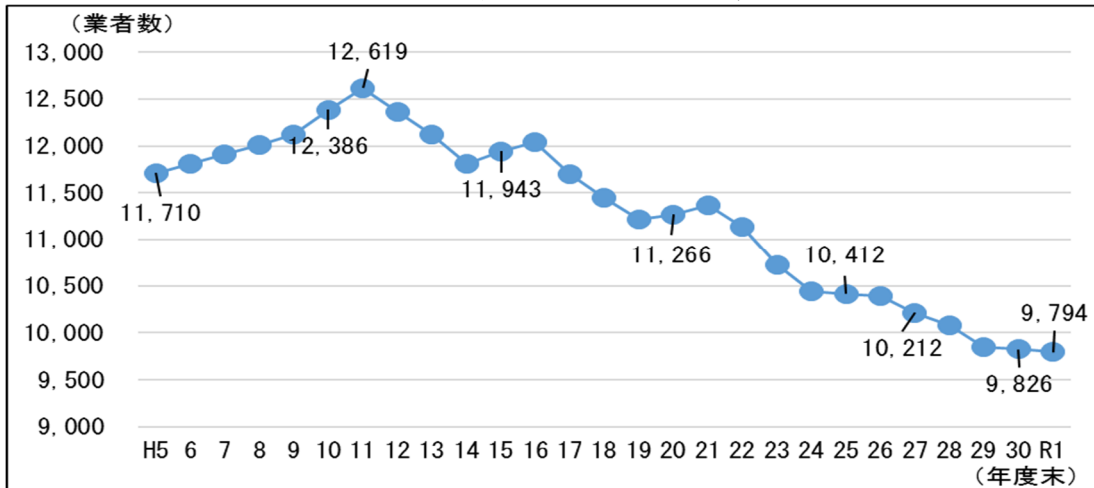


資料：新潟労働局資料を基に新潟県で作成

⑤ 建設業許可業者数の減少

景気変動の影響などにより建設投資が減少したこともあり、県内の建設業許可業者数は平成 11 年度の 12,619 社をピークに減少し、令和元年度末では 9,794 社とピーク時から 2,825 社（22.4%）の減少となっています。

図 7 「県内建設業許可業者数の推移（大臣許可業者含む）」

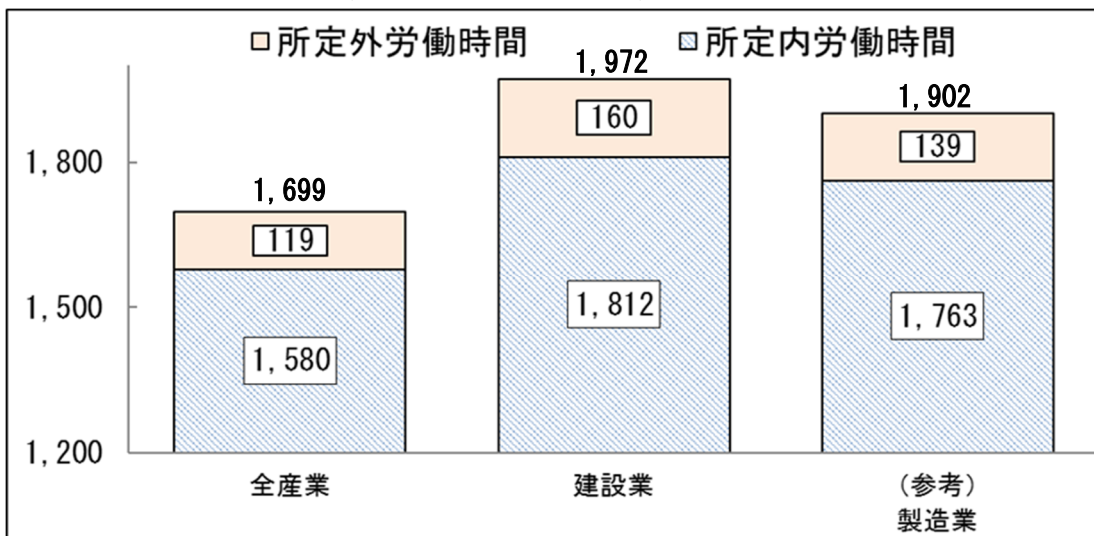


資料：新潟県土木部集計

⑥ 他産業に比べ長い労働時間

令和元年における県内常用労働者の一人平均年間労働時間を見ると、全産業平均で 1,699 時間、製造業で 1,902 時間であるのに比べ、建設業では 1,972 時間と他産業に比べ長い労働時間となっており、この長時間労働が建設産業における担い手不足の原因の一つと考えられています。

図 8 「県内産業の常用労働者 1 人平均年間労働時間」 ※事業所規模 5 人以上



資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和元年）

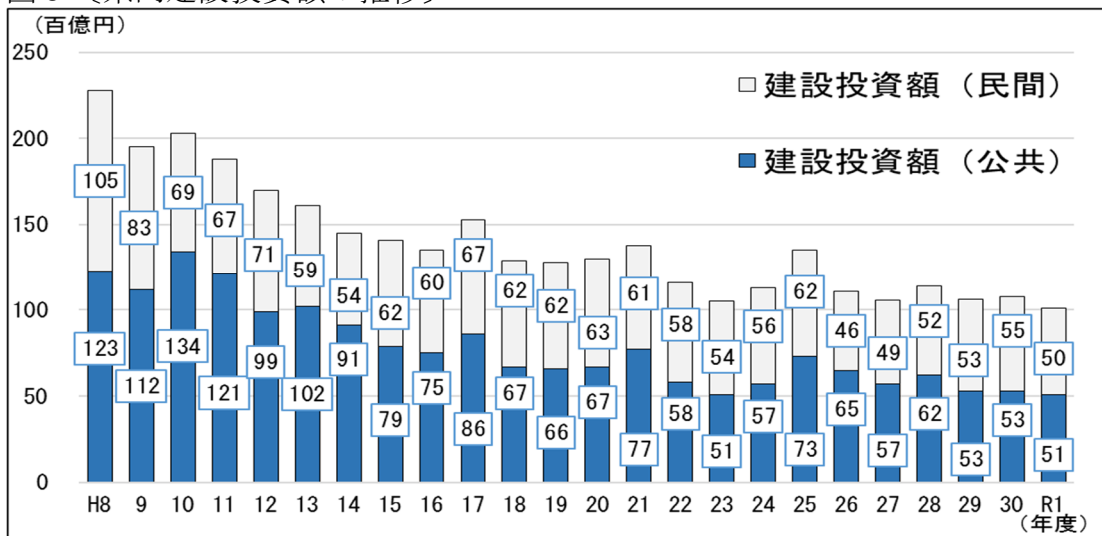
(2) 建設投資、企業経営の状況

① 建設投資額は減少傾向

近年の建設投資額は、中越大震災等による一時的な災害復旧工事の増加はあるものの、平成8年度の2兆2,785億円をピークに、平成23年度まで減少傾向にありました。

平成24年度及び平成25年度に、災害復旧工事の本格化や大型経済対策により、公共投資で持ち直しの動きが見られましたが、平成26年度に下げ止まり、それ以降はほぼ横ばいで推移しており、令和元年度ではピーク時から55.6%減の1兆117億円となっています。

図9 〔県内建設投資額の推移〕



資料：国土交通省「建設総合統計年報」、「建設総合統計年度報」

② 売上高経常利益率は改善傾向

県内建設企業の売上高経常利益率（以下「利益率」という。）は、平成20年度以降増加傾向にあり、平成26年度から28年度は伸び悩んだものの、令和元年度決算においては4.5%に達しています。

建設業としては全国水準になっている一方で、全産業平均や製造業に比べ低い状況となっており、更なる利益率の向上が望まれます。

売上高規模別の区分で見ると、売上高にかかわらず利益率は改善しているものの、売上高1億円未満の中小企業は、他と比較して利益率が低い状況となっています。

図 10 〔建設企業の売上高経常利益率〕

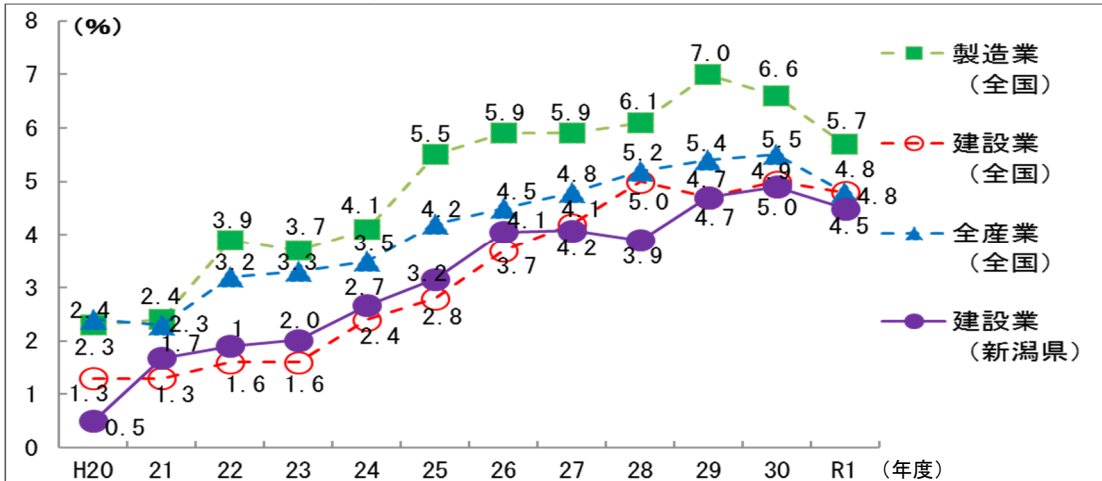


表 1 〔建設企業の売上高経常利益率 (売上高別)〕

売上高 (年度・円)	企業数 (R1)	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1億未満	286	▲ 3.9	▲ 4.6	▲ 3.7	▲ 3.4	0.5	0.2	0.7	▲ 0.8	▲ 1.5	▲ 0.6	2.7	0.9
1億以上 5億未満	638	▲ 0.6	▲ 0.5	0.1	0.6	1.6	2.0	2.4	1.9	2.2	2.8	4.1	3.8
5億以上 10億未満	148	0.5	1.0	1.1	1.1	1.9	3.1	3.9	3.3	3.5	4.5	4.5	4.9
10億以上 30億未満	123	1.4	1.9	2.8	3.0	2.7	3.3	3.9	4.6	4.2	4.9	5.3	4.8
30億以上	42	0.8	3.3	3.1	2.9	3.6	3.8	4.9	4.9	4.6	5.4	5.1	4.5
合計	1,237	0.5	1.7	1.9	2.0	2.7	3.2	4.1	4.1	3.9	4.7	4.9	4.5

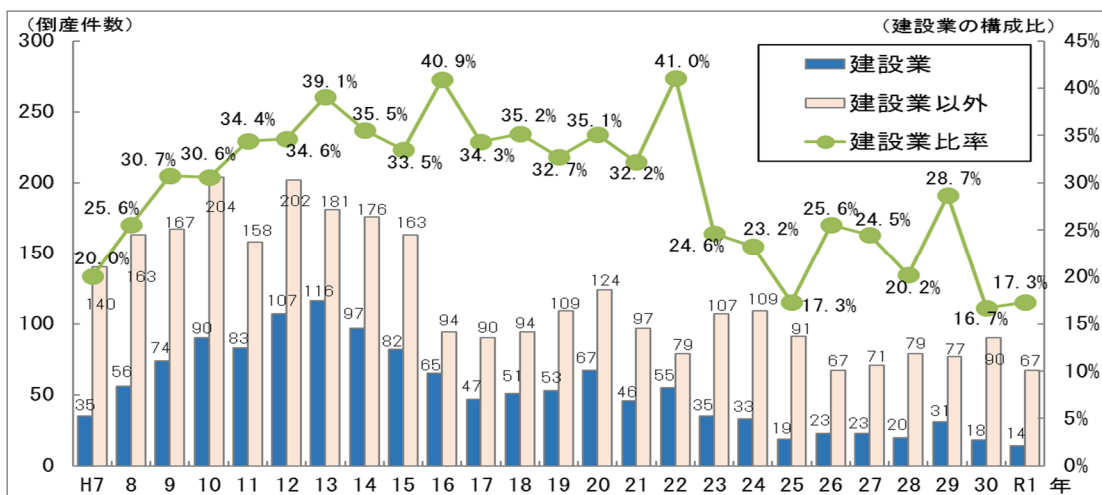
資料：東日本建設業保証(株)提供データから新潟県で算出

③ 減少する建設企業の倒産件数

県内建設企業の倒産件数は、平成 13 年の 116 件をピークに減少傾向に転じています。

近年は中小企業に対する金融円滑化の対策により低水準を維持しており、令和元年では 14 件と近年で一番少ない件数となっています。

図 11 〔県内企業倒産件数及び倒産における建設業比率の推移〕



資料：(株)東京商工リサーチ調べ (負債額 1,000 万円以上)

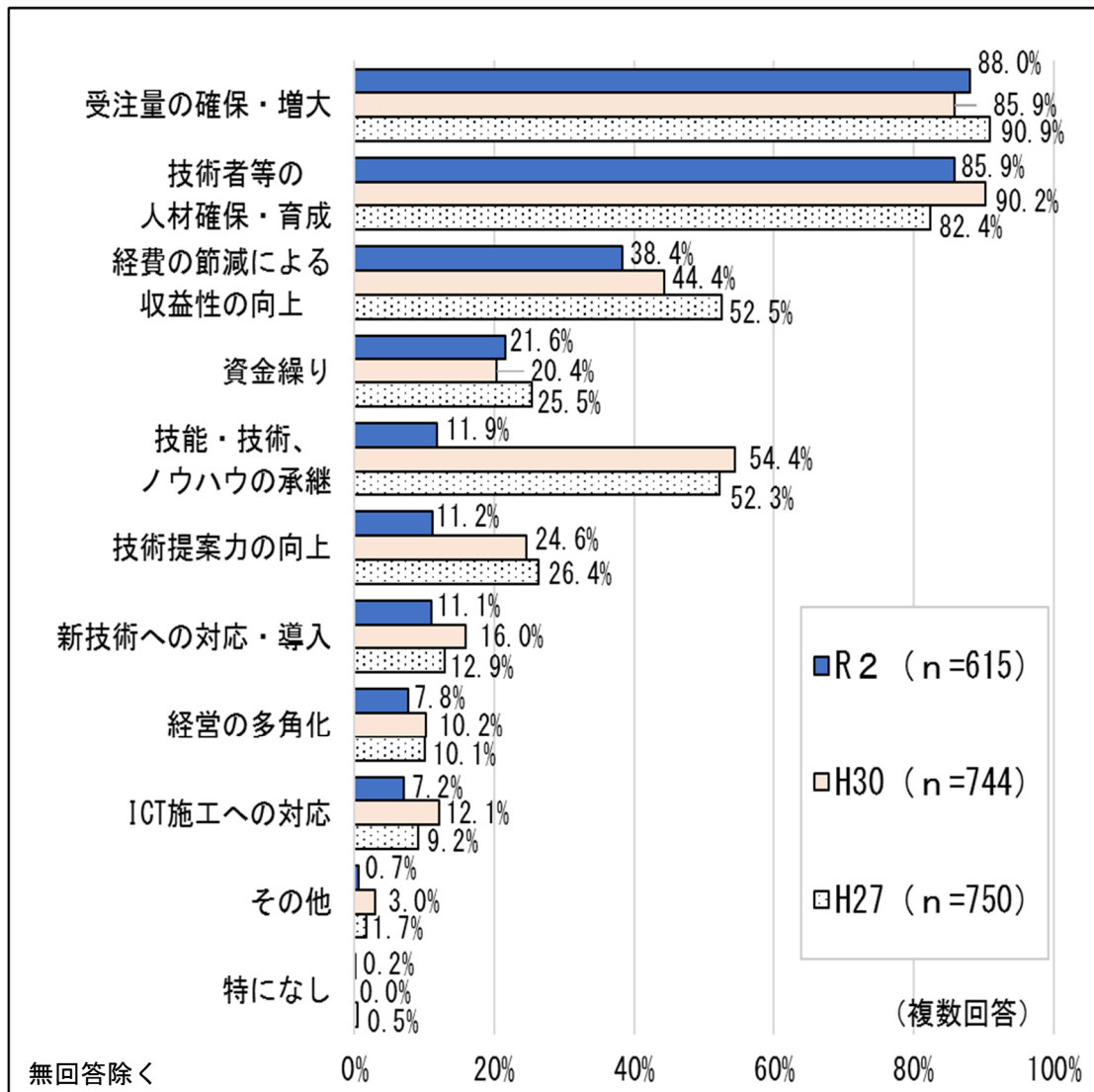
④ 建設企業意識調査における経営面の課題

県で実施している建設企業意識調査（以下「意識調査」という。）において、令和2年度調査における「経営面での課題」では「受注量の確保・増大」が88.0%と最も高く、以下「技術者等の人材の確保・育成」が85.9%、「経費の節減による収益性の向上」が38.4%となっています。

平成30年度及び平成27年度調査も同様の傾向であることから、多くの企業において「受注量の確保・増大」と「技術者等の人材の確保・育成」が大きな課題と捉えています。

また、将来的な人材の過不足感について聞いたところ、令和2年度調査では「不足」、「やや不足」と回答した企業の割合が89.9%となっており、人材確保が非常に困難な状況であることがうかがえます。

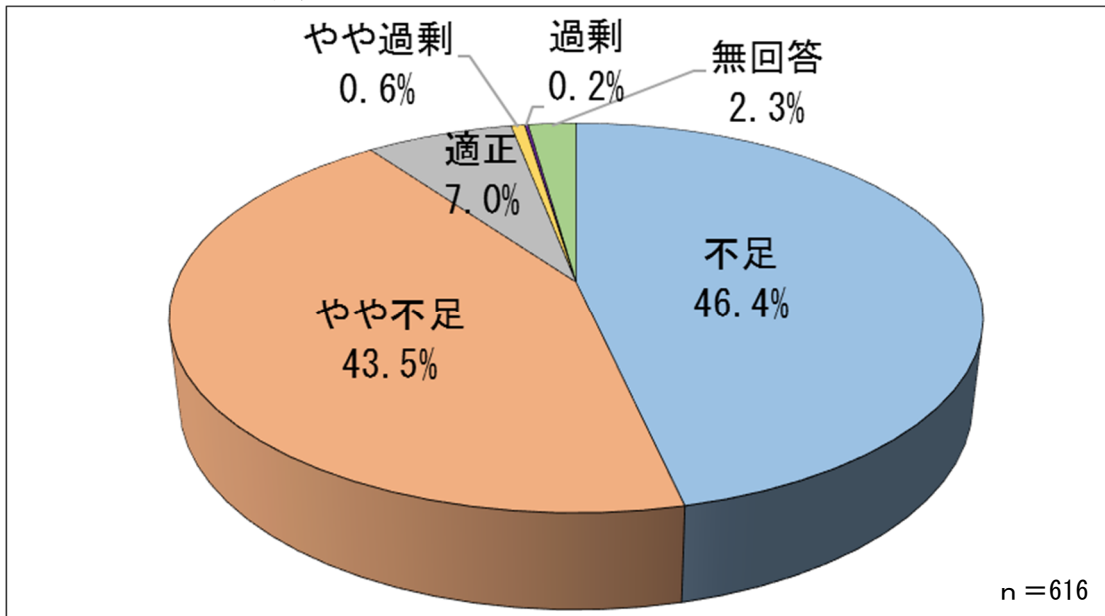
図12 「経営面での課題」



資料：新潟県土木部「建設企業意識調査」

※「技能・技術、ノウハウの継承」では、令和2年度と平成30年度、27年度で大きな差があるが、平成30年度、27年度では「あてはまるものを全て選択」としていたものを、令和2年度では「あてはまるもの3つ以内を選択」に変更したためと考えられる。

図 13 [将来の従業員の過不足感]



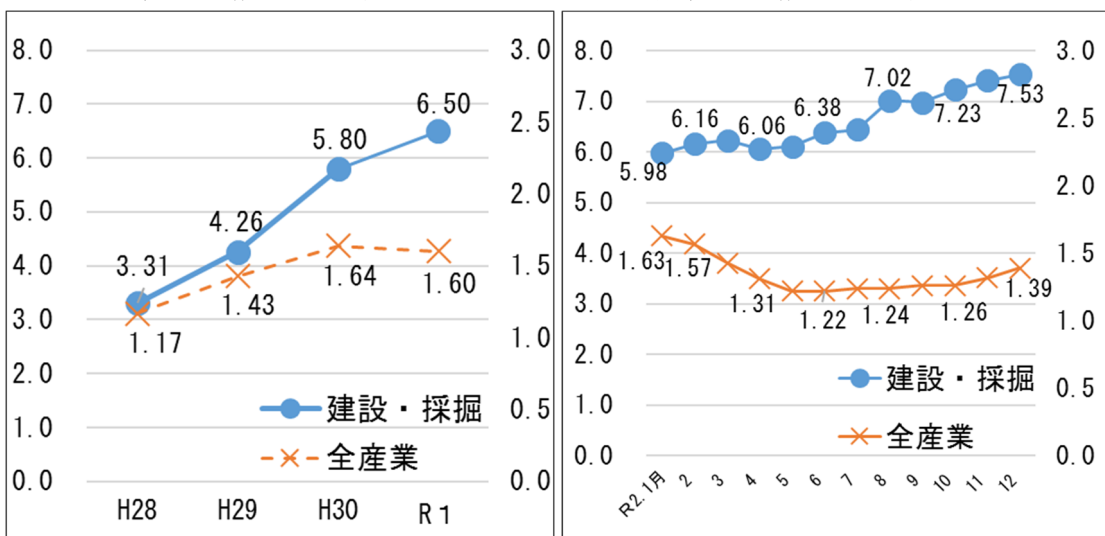
資料：新潟県土木部「建設企業意識調査」(令和2年度)

⑤ 県内建設企業の求人は増加傾向

近年の年平均有効求人倍率の推移(図14)を見ると、建設・採掘は大幅に増加し、令和元年の平均では6.50ポイントと、全産業平均に比べて高い値となっています。

また、令和2年の推移(図15)を見ると、新型コロナウイルスの蔓延後、全産業平均では減少した一方で、建設・採掘では増加傾向が続いており、新型コロナウイルスの影響下にあっても、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などを背景として、人手が不足している状況にあります。

図 14 [有効求人倍率の推移(年平均)] 図 15 [有効求人倍率の推移(令和2年)]



資料：新潟労働局「労働市場月報」

⑥ 新型コロナウイルスへの懸念

令和2年5月～6月に実施した意識調査において、新型コロナウイルスによる経営への影響について聞いたところ、現時点で「すでに大きな影響が出ている」と回答した企業は5.0%でしたが、今後の見通しについては、「大きな影響があると思う」が35.9%、「やや影響があると思う」が49.8%となっており、新型コロナウイルスの蔓延に伴う先行きの不透明感が、経営の見通しに大きな影響を及ぼしていると考えられます。

図 16 [現在の経営への影響]

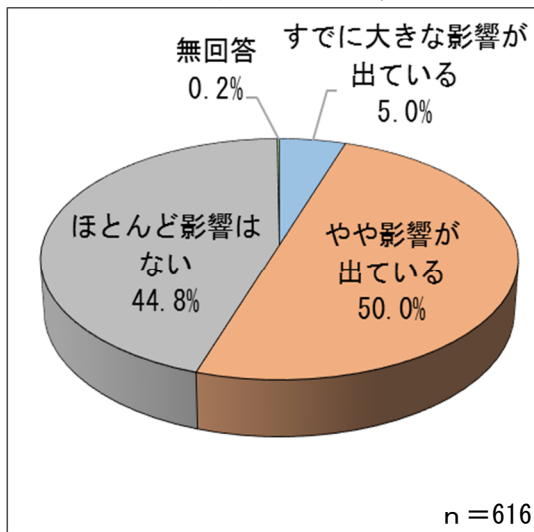
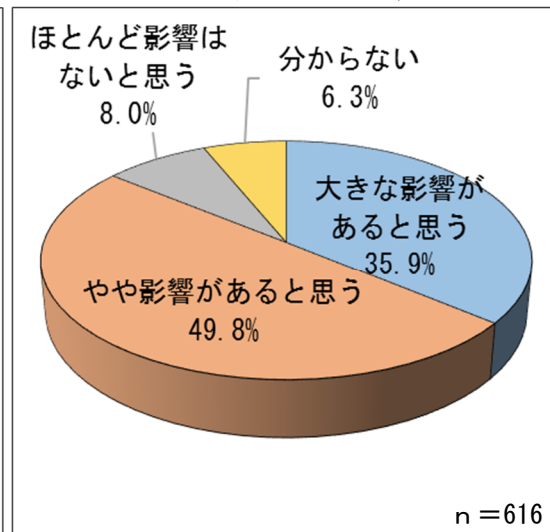


図 17 [今後の経営への影響見通し]



資料：新潟県土木部「建設企業意識調査」（令和2年度）
 ※概要については1ページを参照

Ⅲ 県内建設産業に関わる環境変化

1 県民の命と暮らしを守る防災・減災対策の推進

平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が施行されました。本県においても、県民の暮らしと命を守る防災・減災対策や社会資本等の老朽化対策、基盤整備等、ハード・ソフト対策を着実に実施するため、平成 28 年 3 月に「新潟県国土強靱化地域計画」を策定しています。

また、政府は近年激甚化・頻発化している災害により、各地で大きな被害が発生していることから、平成 30 年 12 月 14 日に「国土強靱化基本計画」の変更と併せて、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を閣議決定し、防災のための重要インフラの機能維持等の観点から、ハード・ソフト対策を実施することとしました。

また、令和 2 年 12 月 11 日には「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定され、激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策や予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策などについて、重点的・集中的に対策を講ずることとしています。

2 新・担い手 3 法の制定による取組の強化

平成 26 年に、品確法、建設業法及び入契法を一体とした改正が行われ、建設産業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置が規定されました（担い手 3 法）。その後 5 年が経過し、地域での防災・減災における役割や働き方改革、i-Construction^{*}の促進など、新たな課題に対応するため「新・担い手 3 法」が令和元年 6 月に公布されています。

※ICT 技術の全面的な活用、コンクリート工の規格の標準化、施工時期の平準化により、建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場をめざす取組

3 ICT 導入の加速化

i-Construction の 3 本柱の一つである、土工への ICT の全面的な活用に向けて、ICT を建設現場へ円滑に導入しその普及推進を図るため、国土交通省では産学官関係者による「ICT 導入協議会」を設置しています。

会議では ICT 施工による延べ作業時間の縮減効果や普及拡大に向けた課題と対応策などが報告・検討されており、建設産業においてより一層の ICT 活用が見込まれています。

4 働き方改革の強化

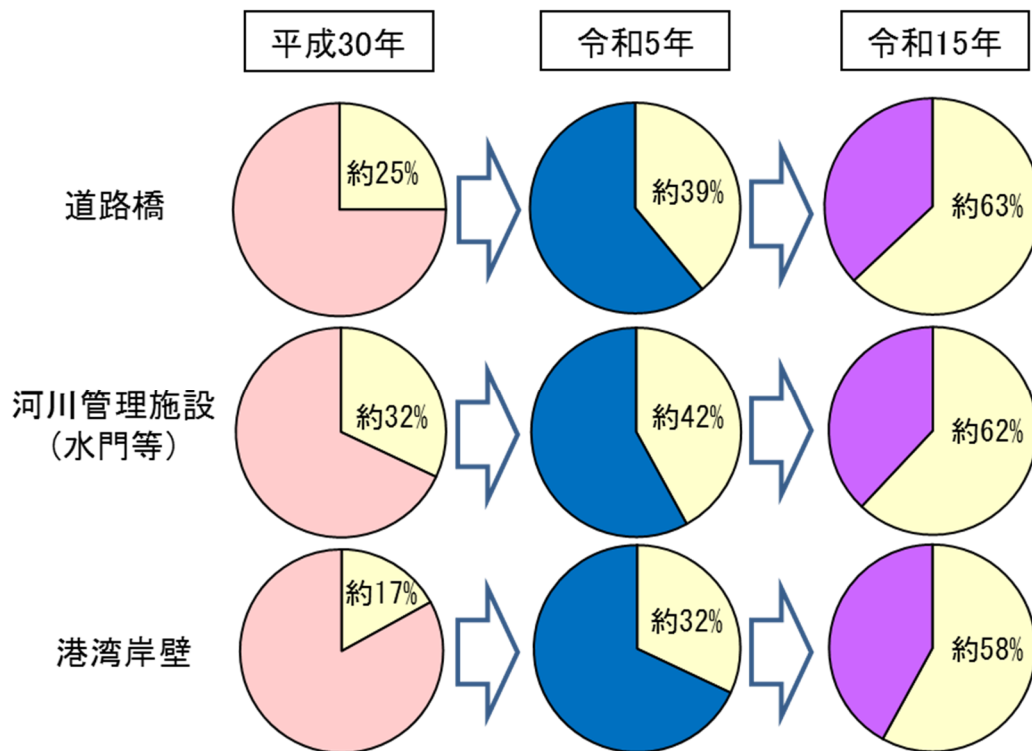
平成 30 年 6 月に「働き方改革関連法」が成立し、建設産業においては令和 6 年 4 月より時間外労働時間の上限規制が適用される予定です。

また、国土交通省では働き方改革の取組を強化するため、平成 30 年 3 月に、長時間労働の是正、給与・社会保険、生産性向上の 3 つの分野における施策をパッケージとした「建設業働き方改革加速化プログラム」を策定し、官民一体となり建設産業の「働き方改革」が加速するよう取り組んでいます。

5 社会資本の老朽化の進行

高度経済成長期に集中的に整備された社会資本については、今後一斉に更新時期を迎えることから、老朽化に対応した維持管理、補修及び更新費用の増大が見込まれています。

図 18 〔建設後 50 年経過する社会資本の割合〕



資料：国土交通省「国土交通白書」

6 SDGs 達成への取組推進

2015年9月の国連サミットにおいて、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年までを年限とする17の国際目標が全会一致で採択されました。

国では内閣総理大臣を本部長、官房長官及び外務大臣を副本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置するとともに、有識者で構成されるSDGs推進円卓会議を設置し「ビジネスとイノベーション」、「SDGsを原動力とした地方創生、強靱かつ環境に優しい魅力的なまちづくり」、「SDGsの担い手としての次世代・女性のエンパワーメント」を3本の柱として取組の推進を図っています。

IV これまでの取組を踏まえた今後の重点課題

1 これまでの県の取組と評価

(1) これまでの県の取組

県では、平成18年2月に「建設産業活性化プラン」を策定し、見直しを図りながら建設産業の振興に取り組んできました。

また、平成28年3月には「第三次・活性化プラン」（計画期間：平成28年度～令和2年度）を策定し、「収益力に優れた企業をめざして」、「持続的経営の体制づくりに向けて」、「建設産業への理解向上をめざして」の3つの方向性に沿って、取組を進めてきたところです。

その結果、近年では県内建設企業における利益率の向上が見られるとともに、県発注工事の平準化率についても、0.88（全国2位）という高い値になっています。

(2) 評価会議における施策評価

① 評価会議について

県では、「第三次・活性化プラン」におけるこれまでの建設産業振興施策について、外部評価をいただくとともに、今後の施策についての提言をいただくため、有識者による評価会議*を設置し、4回にわたり議論をいただいたところです。

評価については「第三次・新潟県建設産業活性化プラン 最終評価報告書」として取りまとめられ、知事へ提出されました。なお、報告内容は新潟県ホームページにおいて掲載しています。*委員構成等は巻末を参照

② 評価の概要

評価にあたっては、9つの施策項目ごとに評価を行っており、取組の進捗など事業実績の評価である「実績評価」と、施策効果の評価である「事業評価」の2つの視点から評価を実施しています。

表2 「第三次・新潟県建設産業活性化プランの評価概要」

施策項目	実績評価	事業評価
1 収益性の確保	順調	適切
2 生産性の向上	概ね順調	概ね適切
3 戦略的経営の実現		
4 受注環境の向上		
5 人材の確保・育成		
6 技術力の向上		
7 取引・施工体制の適正化		
8 積極的な情報発信		
9 関係機関との連携・情報共有		

「収益性の確保」については、県内企業への発注率の高さ、企業の利益率の向上から、一番良い「順調」、「適切」と評価をされました。

また、その他の施策については、2番目の「概ね順調」、「概ね適切」と評価されたところです。

[評価会議における主な意見]

- ・働き方改革には、生産性の向上が必須
- ・ICTを積極的に活用し、多様な人材の確保を考えるべき
- ・建設産業の災害支援がより県民に認知されることは重要
- ・消費税増税や新型コロナウイルスで民需が落ち込み、建設産業の経営は非常に厳しい状況

2 今後の重点課題

前述したように、これまで「第三次・活性化プラン」により建設産業の振興を進めてきましたが、近年では激甚化・頻発化する自然災害、少子高齢化、新型コロナウイルス感染症の蔓延など大きな環境の変化が生じており、建設産業が直面する課題も変化しています。

特に将来の担い手不足は今後ますます深刻になることが想定されており、このまま何もしなければ建設産業の縮小を招き、地域の安全・安心が脅かされる事態も危惧されます。

このような大きな環境変化の中で、今後も建設産業が地域とともに発展していくためには、次の課題に官民一体となって取り組み、持続的な体制を構築することが必要です。

県としてもこれらの課題が解決されるよう、評価会議における意見や関係団体へのヒアリング、企業アンケート結果などを踏まえ、「第四次・活性化プラン」の目標及び施策体系を設定し、取組を進めることとしています。

○ 経営基盤の安定化

県内建設企業は、建設投資の減少に伴う競争の激化や長引くデフレの影響などにより、厳しい経営環境に置かれていましたが、近年の県内経済は全体として緩やかに持ち直し、県内建設企業の利益率も増加傾向となっています。

一方で、新型コロナウイルス感染症の蔓延などにより急激に景気が悪化し、経済全体の先行きが不透明になっています。このような中であっても、経営基盤の安定化を図り、企業の持続性強化や従業員の賃金向上などにつなげていくことが必要です。

○ 将来を担う人材の確保

建設産業においては、他産業よりも就業者の高齢化が深刻化しているため、今後、高い技術を有する技術者の退職が進めば、技術・技能の承継が困難な状況となります。

少子高齢化や人口減少が進行する中、地域の安全・安心を担う建設人材の確保は大きな課題となっており、建設産業の魅力向上や従業員の処遇改善に真摯かつ迅速に取り組む中で、若手の人材確保を進めていくことが急務となっています。

○ ICT化の加速

建設産業は、全産業平均より労働時間が長いことや危険作業が多いことが課題となっていますが、ICT化を進めることによって、作業の効率化や安全性の向上に大きな期待ができます。

これらは労働環境の改善だけでなく、利益率の向上や入職希望者の増加・離職者の減少にも効果が期待できるため、重点的に推し進める必要があります。

○ 産業イメージの変革

建設産業は、ともすると3Kのようなマイナスのイメージを持たれがちですが、防災・減災対策をはじめSDGsの達成等においても大きな役割を果たす重要な産業です。建設産業は社会貢献産業であることを、各企業はもとより、官民を挙げてしっかりと情報発信していくことで、これまでの産業イメージを変革し、人材確保・離職防止につなげていくことも重要な取組の一つです。

V 「第四次・活性化プラン」の目標と施策体系

1 目標

第四次・活性化プランにおいては、「持続可能な社会づくりに貢献する建設産業をめざして」という目標を設定します。

これは、将来にわたって県民が安全・安心な暮らしを享受し、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を実現するためには、県全体で持続可能な社会づくりを進めていくことが重要であるというメッセージです。

建設産業として、強靱（レジリエント）なインフラ整備や防災・減災へ取り組むとともに、脱炭素社会や循環経済に向けた取組などを推進し、持続可能な社会づくりに貢献することで、より一層、魅力ある建設産業に変わっていくものと考えます。

2 目標実現に向けた3つの柱

第四次・活性化プランでは、以下の3つの柱を基本とした施策体系にしています。

(1) 経営基盤の強化 ～ウィズ・ポストコロナ～

県内企業の経常利益率は近年上昇傾向にありましたが、消費税増税や新型コロナウイルスの蔓延により民間需要が落ち込み、県内建設企業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。そのため、県内企業への優先発注や地域保全型工事の活用及び施工時期の平準化等をさらに進めることにより、地域の守り手である建設産業の経営基盤強化を図ります。

(2) 人材の確保・育成 ～ダイバーシティー(多様性)の推進～

少子高齢化や労働環境の整備の遅れなどにより、建設産業においては、将来の担い手確保・育成が極めて急務で重要な課題となっています。そのため、建設産業のやりがいや魅力の発信だけでなく、ダイバーシティーを意識した誰もが働きやすい労働環境整備の促進や、若年就労者の技術力向上など、多方面から人材確保・育成や離職防止に係る支援を図ります。

(3) 生産性の向上 ～DXの活用～

働き方改革を実現し、「経営基盤の強化」や「人材の確保・育成」を進めるためには、生産性の向上が必要不可欠となっており、ICT活用工事の普及促進や技術革新への支援が重要です。そのため、ICT施工に携わることのできる人材の育成促進や新技術の普及・活用などを進めるとともに、DX[※]の活用についても検討を進めます。

※デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略称で、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」（経済産業省『「DX推進指標」とそのガイダンス』より）と定義されるもの

3 施策体系

「第四次・新潟県建設産業活性化プラン」施策体系

目標	柱	7つの施策	取組
持続可能な社会づくりに貢献する建設産業をめざして	経営基盤の強化 ～ウイズ・ポストコロナ～	経営の安定化	<ul style="list-style-type: none"> ●低入札対策の推進 ●県内企業への優先発注・県内調達の促進 ●地域保全型工事の安定発注 ●元請負人・下請負人関係の適正化とコンプライアンス強化
		経営課題の解決支援	<ul style="list-style-type: none"> ●総合相談窓口における経営支援 ●専門家の活用による経営支援体制の整備 ●新分野進出、経営革新への支援 ●中山間地域における協力体制構築の促進
		受注環境の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●発注関係事務の適正化に向けた取組 ●施工時期の平準化 ●多様な入札・契約制度の導入 ●新型コロナウイルス感染症への対応
	人材の確保・育成 ～ダイバーシティの推進～	人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●人材確保・育成の促進 ●担い手確保のためのPR等の取組
		労働環境の改善	<ul style="list-style-type: none"> ●労働環境改善の促進
	生産性の向上 ～DXの活用～	ICT等の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ●ICT活用工事等の普及推進 ●発注業務におけるICTの活用推進 ●申請等におけるデジタル化の導入
		新技術・新工法の活用促進等	<ul style="list-style-type: none"> ●新技術・新工法の活用促進等 ●品質の確保・向上 ●建設リサイクルの推進
SDGs達成に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●持続可能な社会の実現に向けた取組 ・建設企業におけるSDGsへの取組促進（促進施策の検討・実施、社会貢献産業であることのPR） 		

※7つの施策ごとに関連目標を設定

VI 施策の展開

前述したような課題を克服し、建設産業の振興を促進するため、施策体系にも示した以下の施策に取り組みます。

また、施策を進めるに当たり、客観的な評価や適正な進捗管理を行うために、7つの施策ごとに数値目標を設定しています。

柱1 経営基盤の強化

施策1：経営の安定化

《内容》

建設産業が社会資本整備や防災・減災の担い手として地域にあり続けるためには、コロナ禍にあっても安定した経営を続けられることが重要となります。そのため、地域に貢献する地元企業に対して発注を行うとともに、元請負人と下請負人の取引が適正に行われるよう取り組みます。

《目標》

指標	目標
県内建設業の利益率	〔現状値：新潟県 4.5% 全国 4.8%（令和元年度）〕 中間：全国の建設業平均並み 最終：全国の建設業平均以上

《各取組》

取組①：低入札対策の推進

取組	内容・効果
低入札対策の推進	適正な最低制限価格等を設定することで、建設企業の利益を確保し低価格受注により生じる問題（品質低下、下請負人へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底 等）を防止します。 また、入札の競争性・公正性・透明性の確保や工事品質の確保などを踏まえ見直しを行った低入札対策について、適正に運用します。

取組②：県内企業への優先発注・県内調達の促進

取組	内容・効果
県内企業への優先発注 ・県内調達の促進	<p>県民の安全・安心を確保するためには、企業の持続的経営が必要であることから、コロナ禍においても受注業者の経営安定化が図られるよう、県内企業への優先発注、下請負人や資材に係る地域調達を促進することによって、県内建設企業の経営の安定化や地域経済の活性化につなげます。</p>

取組③：地域保全型工事の安定発注

取組	内容・効果
地域保全型工事の安定発注	<p>災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献する地元企業を対象とした、地域保全型工事を安定的に発注することで、地域に貢献する地元企業の成長を促し、地域の体制維持に努めます。</p> <p>また、企業の生産性向上の観点からも、提出書類の簡素化を図るなど、迅速で効率的な施工体制をめざします。</p>

取組④：元請負人・下請負人関係の適正化とコンプライアンス強化

取組	内容・効果
取引適正化に向けた取組	<p>建設業者への立入検査や「建設業取引適正化月間」における啓発活動を実施し、法令遵守の促進を図ります。</p>
元請負人・下請負人関係における相談対応等	<p>土木部（建設業室）において相談対応を行うことで、不適正な元請負人・下請負人間の取引是正を実施します。</p> <p>また、県に設置する「建設工事紛争審査会」において、建設工事の請負契約に関する紛争の解決に寄与します。</p>
「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」等に基づく適正化の促進	<p>建設業者の役割・責任や適正な契約についてまとめた「新潟県建設生産システム合理化指導要綱」を周知・活用することで、元請負人・下請負人関係の適正化を図ります。</p>

施策 2：経営課題の解決支援

《内容》

新型コロナウイルスの蔓延により民間投資の先行きが不透明な状況となり、これまで以上に経営の見直しや企業価値を高めるための取組が必要とされています。そのような中、建設サポートセンターにおける経営相談対応や企業への専門家派遣を行うとともに、経営セミナーを開催するなど、企業経営に関するサポートを実施します。

《目標》

指標	目標
経営における専門家派遣支援を受けた企業における満足度	〔現状値： － 〕 中間：令和3年度結果より向上 最終：中間値より向上

※専門家派遣支援を受けた企業に対し、令和3年度から満足度に関するアンケートを実施

《各取組》

取組⑤：総合相談窓口における経営支援

取組	内容・効果
建設サポートセンターによる経営支援	商工団体に設置した「新潟県建設サポートセンター」において、経営問題、合併や事業承継、新分野進出等の相談に対応することで、建設企業が抱える問題解決の支援を図ります。

取組⑥：専門家の活用による経営支援体制の整備

取組	内容・効果
専門家の活用による支援	中小企業診断士や税理士等の専門家を建設企業に派遣する体制を整備し、様々な相談に対応することで、専門的知識が必要となる企業課題に対して支援を図ります。 なお、専門家支援を受けた企業に対してアンケートを実施するなど、随時企業ニーズを把握することで、変化する企業課題への対応を図ります。

取組⑦：新分野進出、経営革新への支援

取組	内容・効果
新分野進出等優良建設企業の表彰	新分野進出により、優れた成果を収めている建設企業を表彰するなど、積極的にPRを行うことで、新分野進出の促進を図ります。
入札参加資格におけるインセンティブの付与（新分野進出）	新分野への進出に取り組んでいる建設企業に対し、入札参加資格における加点を行うことで、新分野進出の促進を図ります。
建設企業向けセミナーによる企業支援	企業の経営戦略や人材マネジメントなど、建設企業向けに特化した経営者向けセミナーを開催することで、企業の経営支援、課題解決を図ります。

取組⑧：中山間地域における協力体制構築の促進

新

取組	内容・効果
中山間地域における協力体制構築の促進	中山間地域の人口減少が今後も予想されることから、農林水産業など他業種との連携等を視野に入れながら、人材・資機材などにおける協力体制の構築に向けて、地域ニーズを踏まえた検討を行い、将来の建設産業の維持につなげます。

施策3：受注環境の向上

《内容》

品確法の趣旨を踏まえ、建設企業の受注環境を向上させるため、発注関係事務の適正化を図るとともに、施工時期の平準化や多様な入札契約制度の導入に取り組めます。

《目標》

指標	目標
新潟県発注工事の平準化率	<p>[現状値：0.88（平成30年度）] ※全国平均0.75</p> <p>中間：0.8以上を維持</p> <p>最終：0.9以上を達成</p> $\text{平準化率(件数)} = \frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$

《各取組》

取組⑨：発注関係事務の適正化に向けた取組

取組	内容・効果
運用指針に基づく発注関係事務の適正な実施	設計単価の調査などにより、積算基準の改定を随時行うことで、予定価格設定などの発注関係事務の適正化を図ります。
各ガイドライン等の見直し	これまで策定した「土木工事設計変更ガイドライン」や「土木設計図書の見直しガイドライン」などを随時見直し活用することで、発注関係事務の適正化を図ります。
県職員に対する研修の実施	発注関係事務の経験が少ない新採用職員への積算研修や、積算基準の改定時における説明会等を実施することで、適正化に対する職員の理解促進を図ります。
発注施策に関する他発注機関との連携強化	県内の国・県・市町村の関係機関を構成員とした「北陸ブロック発注者協議会新潟県部会」により発注関係機関相互の連絡調整を図るとともに、県の各地域整備部と管内市町村で構成する「発注者協議会地域版連絡調整会議」を実施することで、県と市町村の連携強化を図ります。
公共工事相談窓口の設置による受注者や関係者との良好な関係構築	県庁及び地域機関に設置した公共工事相談窓口において、入札、契約、設計変更、検査等に関する相談対応を行い、受注者や関係者との良好な関係構築を図ります。

取組⑩：施工時期の平準化

取組	内容・効果
ゼロ県債※等の活用	ゼロ県債等を積極的に活用し、比較的工事の少ない時期に建設業者が施工できるようにすることで、施工時期の平準化を図ります。
施工時期選択可能工事制度の推進	平成 28 年度から実施している施工時期選択可能工事制度について、施工件数を拡大することにより、更なる施工時期の平準化を図ります。

※当初予算に計上する予定の一部を前倒しし、当該年度の支出は伴わない（支出がゼロ）で年度内に発注を行うもの

取組⑪：多様な入札・契約制度の導入

取組	内容・効果
多様な入札・契約制度の導入	令和元年度から包括契約を試行している「道路定期パトロールと修繕」について、対象業務や地区の拡大について検討を行います。 また、包括発注以外の入札・契約制度についても導入を検討するため、他都道府県などの情報を収集し、実情に応じた最適な入札・契約制度を導入します。

取組⑫：新型コロナウイルス感染症への対応

新

取組	内容・効果
新型コロナウイルス感染症への対応	新型コロナウイルス感染症の状況下においても、感染拡大防止対策を徹底しながら建設業者が円滑に工事を施工できるよう、一時中止や工期の延長及び必要経費の積算等について適切に対応します。

柱 2 人材の確保・育成

施策 4 : 人材の確保・育成

《内容》

他産業よりも就業者の高齢化が進む建設産業において、人材の確保・育成は技術を伝承していく上でも喫緊の課題となっています。将来の建設産業の担い手を確保するため、人材確保の取組や離職防止のための人材育成の促進を図ります。

《目標》

指標	目標
県内建設業の常用労働者数	〔現状値：65,809人（令和元年平均）〕 中間：65,450人以上 最終：65,200人以上

※過去5年間のデータから年間の減少数を予想（239人減）し、その減少を約半分に抑える（120人減）として設定（端数処理あり）

《各取組》

取組⑬：人材確保・育成の促進

拡

取組	内容・効果
人材確保・育成における団体の取組への支援	<p>「新潟県建設産業マンパワーアップ総合支援事業」により、建設産業関係団体の人材確保対策や技術力向上のための人材育成等へ経費支援を行うことで、将来の担い手確保や離職防止の促進を図ります。</p> <p>〈拡充〉 若年層の獲得や異業種からの転職促進に向け、今後はICT人材の確保・育成について施策の拡充を図ります。</p>
現場施工に優れた企業・技術者の表彰制度の充実	<p>現場施工に優れた企業や技術者を表彰するとともに、総合評価落札方式において表彰を受けた技術者の配置に加点を行うことで、工事の品質向上はもとより、就業者の技術や意欲の向上による離職防止につながります。</p> <p>また、優良な下請負工事を施工した企業に対する優良工事貢献企業証の交付制度（試行）によって、下請負人においても技術や意欲の向上による離職防止を図ります。</p>

入札参加資格におけるインセンティブの付与（若年者雇用）	若年者を常勤職員として新たに採用した建設企業に対し、入札参加資格における加点を行うことで、若年者雇用の促進を図ります。
MEの認定※による技術者の養成	高度経済成長期に集中的に整備された社会資本の老朽化に対応するため、ME（メンテナンスエキスパート）の養成講座を開催し、人材育成を図ります。

※社会基盤施設・設備の点検等を実施できる技術者としての認定

取組⑭：担い手確保のためのPR等の取組

⑭

取組	内容・効果
現場見学会・施設見学会の実施	県民や地域住民、児童・生徒やその保護者を対象とした現場見学会や施設見学会を実施し、建設産業の魅力を感じてもらうことで、将来の担い手確保を図ります。
学校を通じたPRの実施	児童・生徒やその保護者を対象に建設産業の役割や魅力をPRすることで、将来の担い手確保を図ります。 〈拡充〉 特に将来不足が予想される ICT 人材やプログラミング人材の確保を図るため、建設産業における ICT 活用について積極的なPRを行い、建設産業のイメージ向上を図ります。
関係団体における建設産業PRの支援	「新潟県建設産業マンパワーアップ総合支援事業」により、建設産業関係団体におけるPR活動を支援します。 〈拡充〉 また、ICT等の最新技術を活用した現場見学会等への支援拡大を図ることで、学生や異分野の就業者に対する、建設産業のイメージ向上への取組を促進します。
関係団体等との情報共有・協力体制の構築	建設関係団体、教育機関、関係行政機関等で構成する「北陸建設界の担い手確保・育成推進協議会」を通じ、関係機関との情報共有を図ることで、人材確保対策を進めます。 〈拡充〉 認知されにくい、建設団体における災害応援活動などについてもPRを行うことで、人材確保や就業者の意欲向上による離職防止を図ります。

施策5：労働環境の改善

《内容》

労働環境の整備は、多様な人材の入職を促進するだけでなく離職防止に対しても有効です。特に若年層においては、労働時間や休暇取得の状況が就職先を選ぶ上で大きな要素となっています。そのため、企業の週休2日に向けた取組支援や、ワーク・ライフ・バランスを進める企業を評価することで、労働環境の改善を促進します。

《目標》

指標	目標
県内建設業の労働時間 (所定内・所定外の合計)	[現状値：1,972時間(令和元年平均)] 中間：1,930時間以下 最終：1,900時間以下

※県内の製造業の労働時間(1,902≒1,900)を目標基準とし、建設業との差(72時間)を5年間で解消するとして計算(中間は1928.8≒1,930として設定)

《各取組》

取組⑮：労働環境改善の促進

⑮

取組	内容・効果
週休2日に向けた取組 (4週8休)	<p>県発注工事において、積算上の支援や工事成績評定の加点措置を行う「週休2日取得モデル工事」を実施することで、建設産業における週休2日の浸透を図ります。</p> <p>〈拡充〉 建設産業における働き方改革は急務であることから、週休2日をより強力で推進するためにも、発注者指定型を導入するとともに、原則、全ての土木部発注工事において週休2日が導入されるよう取組を進めます。</p>
社会保険等加入対策の推進	<p>県発注工事において、下請負人を含む全業者に社会保険の加入を義務づけるなどの対策を講じることで、建設業従事者の適正な社会保険等への加入促進を図ります。</p> <p>〈拡充〉 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を推進することで、建設産業従事者が適正に社会保険等へ加入できる環境づくりを進めます。</p>

<p>多様な人材が活躍できる職場環境の整備</p>	<p>入札参加資格において、男女共同参画や障害者雇用、健康づくりに取り組む企業に対し加点を行うことで、男女共同参画社会の促進を図ります。</p> <p>〈拡充〉</p> <p>えるぼし認定などを受けた女性活躍推進企業における加点についても検討を行い、多様な人材が入職・活躍しやすい職場環境を整備します。</p>
---------------------------	--

柱3 生産性の向上

施策6：ICT等の活用促進

《内容》

建設工事のICT化によって、大幅な生産性の向上が期待されることから、今後の活用を強力に促進していくため、ICT活用工事の本格的な普及をめざすとともに、ICT工事に係る人材育成のための研修等を実施します。また、今後活用が見込まれるBIM/CIMの導入促進についても、情報を収集するとともに、課題抽出や導入可能な分野・工種等の検討を行い、3次元モデル活用による、業務効率化をめざします。

《目標》

指標	目標
企業意識調査におけるICTの活用状況*	[現状値：3次元測量 14.7% (令和2年度)] [現状値：ICT建機による施工 15.8% (〃)] 中間：それぞれ25%以上 最終：それぞれ50%以上

※調査における企業の回答において、ICTの活用について「自社で実施したことがある」又は「下請業者が実施したことがある」と回答した業者の割合

《各取組》

取組⑯：ICT活用工事等の普及推進

拡

取組	内容・効果
ICT活用工事の普及促進に向けた研修等の実施	ICT工事の普及に伴い、ICTを活用できる人材が必要であることから、建設業界のICT人材育成のための研修や経費支援を実施します。 〈拡充〉 専門分野に応じた研修が必要であることから、各分野に対応した研修開催を検討・実施します。
ICT活用工事の普及・推進	〈拡充〉 ICT活用工事における対象工種の拡大や、発注者指定型の拡充及び簡易型ICT活用工事の導入などにより、県内企業の経験値向上を図ります。
BIM/CIM*の導入促進	〈拡充〉 今後、工事での活用が期待されるBIM/CIMについて情報を収集し、課題の抽出や導入可能な分野・工種等の検討を行います。

※3次元モデルに各種情報を結びつけることで、業務効率化や高度化を目指す取組

取組⑰：発注業務における ICT の活用推進

取組	内容・効果
CALS/EC の普及	CALS システム※においては、これまで応答速度や操作性の向上などの改善を行っていますが、今後も利用企業のニーズを聞きながら随時改善することで、利便性の向上を図ります。
EC の市町村との共同利用	EC（電子入札システム）は現在 10 市村と共同利用中ですが、維持管理コストの削減や県全体での電子化を促進するため、更なる共同利用をめざします。

※「公共事業支援統合情報システム」の略称で、各種情報を電子化し情報交換・共有を行うことで、コスト削減や生産性向上を図るもの

取組⑱：申請等におけるデジタル化の導入



取組	内容・効果
申請等におけるデジタル化の導入	令和 4 年度中に予定されている建設業許可及び経営事項審査申請の電子化が円滑に行われるよう、庁内外の関係機関と協力・連携を図ります。

施策 7： 新技術・新工法の活用促進等

《内容》

生産性向上のためには新技術・新工法の開発及び活用が重要であるため、新技術・新工法に係る経費の助成や「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」の更なる利用促進を図るとともに、総合評価落札方式においてインセンティブを付与することで、新技術・新工法の活用促進や品質の確保・向上を図ります。

《目標》

指標	目標
「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」に係る登録技術の販売実績	〔現状値：144 億円（令和元年度）〕 中間：167 億円（令和4年度） 最終：184 億円（令和6年度）

※年間5%の販売実績増加として目標を設定

《各取組》

取組⑱：新技術・新工法の活用促進等

⑱

取組	内容・効果
新技術・新工法に係る経費の助成及び産学官連携した検証・実証	建設企業が行う新技術・新工法への取組に対し経費補助を行うことで、取組を促進します。 〈拡充〉 社会基盤整備やインフラ施設の維持管理等に係る課題解決のための技術や工法について、県内の企業や大学等と連携した検証・実証を行い、技術革新の促進を図ります。
新技術・新工法の活用の促進	Made in 新潟登録技術を県発注工事において活用するだけでなく、NETIS（新技術情報提供システム）における新技術等の活用促進を図ります。
「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」における支援	Made in 新潟登録技術について、建設見本市へ出展することにより知名度の向上を図り、販路拡大を促進します。 〈拡充〉 Webを活用した全国的な情報発信を進め、新潟の技術力に係るブランド化を進めます。
「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」における優れた新技術の表彰	優れた技術（ゴールド・プラチナ技術）を開発した企業を表彰、PRすることにより、登録技術の普及促進を図ります。
入札参加資格におけるインセンティブの付与（Made in 新潟 新技術普及・活用制度）	「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」に新規登録した建設企業に対して入札参加資格における加点を行うことで、技術開発の促進を図ります。

取組⑳：品質の確保・向上

取組	内容・効果
「総合評価落札方式」の活用	価格と品質の両方で評価を行う「総合評価落札方式」について、随時見直しを行いながら積極的に活用することで、企業の技術力向上を促します。
「総合評価落札方式」における技能者評価の取組	「総合評価落札方式」における登録基幹技能者配置の加点点評価を行うことで、品質の確保・向上を図ります。 また、現在の2工種（コンクリート工事及び電気工事）だけでなく、他の工種への拡充についても検討します。
コンクリート構造物の品質確保	新潟県コンクリート品質確保ガイドライン（仮称）に基づき、コンクリート構造物の品質確保（施工状況把握、施工記録の蓄積・活用）を図ります。

取組㉑：建設リサイクルの推進

新

取組	内容・効果
建設リサイクルの推進	「コンクリート塊」、「建設発生木材」など建設廃棄物の再資源化率等に関する達成基準値を設定し、再資源化を進めます。 「建設発生土」の有効利用率に関する達成基準値を設定し、工事間利用を推進します。

Ⅶ 持続可能な社会への貢献

1 求められる持続可能な社会

近年、世界的に自然災害の激甚化・頻発化が生じています。その大きな要因として地球の温暖化が挙げられていますが、これは、エネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量の増加によるものと言われています。

また、資源の枯渇、森林や海洋の汚染、性別や人種による差別など、世界中の人々が関係する大きな課題がありますが、課題解決のためには限られた人たちだけでなく、全ての関係者における行動が必要とされています。

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標であり、日本においても「SDGs実施指針」が平成28年12月に決定（令和元年12月一部改定）され、SDGsの実現に取り組んでいるところです。

2 建設産業におけるSDGsとの関わり

SDGsへの取組は広がりを見せており、企業、自治体、NGOやNPOなどの団体において多くの取組が行われています。

企業におけるSDGsへの取組は、社会貢献による企業イメージの向上やそれに伴う入職希望者の増加、従業員の労働意欲向上などにつながると言われています。また、各企業において男女が共に活躍できる職場環境づくりや職員の技術研修を進めることで、労働環境の改善が期待できます。

建設産業はインフラ整備、交通や防災、更には環境エネルギー、観光といった人々の暮らしに大きく関わり、これを担っている産業です。まさにSDGsのあらゆる局面に関与しており、その影響力は非常に大きなものがあります。

積極的に建設産業におけるSDGsへの取組をPRするとともに、企業での取組をより促進し、建設産業の魅力向上につなげることで、人材確保や県民の理解促進を図ることが重要です。

3 SDGs達成に向けた取組の推進

SDGsの達成に向けた建設産業が果たす役割を、建設企業に加え県民が認識・共有するために、積極的なPRを行います。

また、県内建設企業のSDGsの取組がより一層促進されるよう、施策の検討を行い、随時実施します。

4 SDGsの達成に向けた建設産業の具体的取組例

企業におけるSDGsへの取組は、各企業が自社の特性を踏まえたうえで進めることが重要です。建設産業全体として取組が促進されるよう、以下に参考となる取組例を記載します。

1 貧困をなくそう	
	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な社会保険等への加入 ・労働条件の改善
2 飢餓をゼロに	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備等による農産物の生産性向上への貢献
3 すべての人に健康と福祉を	
	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策への取組（3密対策、手洗いの徹底） ・社員の健康増進対策 ・安全運転の励行 ・土壌汚染、大気汚染の防止、抑制
4 質の高い教育をみんなに	
	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の技術研修、資格取得の促進 ・将来の担い手（児童、学生）に向けた、講習や見学会の実施
5 ジェンダー平等を実現しよう	
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女が共に活躍できる職場環境づくり ・性別に左右されない管理職への登用 ・育児・介護休業の取得促進 ・男性の育児休暇取得促進などによる家事の分担
6 安全な水とトイレを世界中に	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事における水質汚染の防止、抑制 ・作業現場における衛生的な快適トイレの設置 ・上下水道整備における貢献

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	
 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電設備の建設・設置などにおける貢献 ・ 再生可能エネルギーの普及における貢献
8 働きがいも経済成長も	
 <p>8 働きがいも 経済成長も</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT や新技術の活用による生産性の向上 ・ 誰もが働きやすい労働環境の整備 ・ 労働災害防止への取組
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	
 <p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強靱なインフラ整備への貢献 ・ 技術革新などによる CO₂ 排出量の削減 ・ モバイルネットワーク使用の環境整備への貢献 ・ 持続可能な社会のための技術開発
10 人や国の不平等をなくそう	
 <p>10 人や国の不平等 をなくそう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性、人種、障害、宗教などにおける差別の排除
11 住み続けられるまちづくりを	
 <p>11 住み続けられる まちづくりを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関の整備への貢献 ・ 都市計画や維持管理への貢献 ・ 防災・減災における貢献 ・ 除雪作業による貢献 ・ 文化遺産、自然遺産の保護・保全への貢献
12 つくる責任 使う責任	
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設資材等のリサイクルの促進、廃棄物発生抑制 ・ 有害廃棄物の減少

13 気候変動に具体的な対策を	
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害への対応における貢献 ・激甚化、頻発化する災害に対する対応能力向上
14 海の豊かさを守ろう	
	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系保全に配慮した工事の徹底 ・プラスチックごみの抑制
15 陸の豊かさも守ろう	
	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系保全に配慮した工事の徹底 ・森林保護、植樹などへの取組
16 平和と公正をすべての人に	
	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンスの徹底 ・外国人技能実習生の積極的な受入れによる開発途上国への貢献
17 パートナーシップで目標を達成しよう	
	<ul style="list-style-type: none"> ・関係企業との連携 ・地域における協力体制の構築

VIII プランの進行管理

1 数値目標

「VI 施策の展開」に記載している各施策の数値目標は以下の一覧表のとおりです。

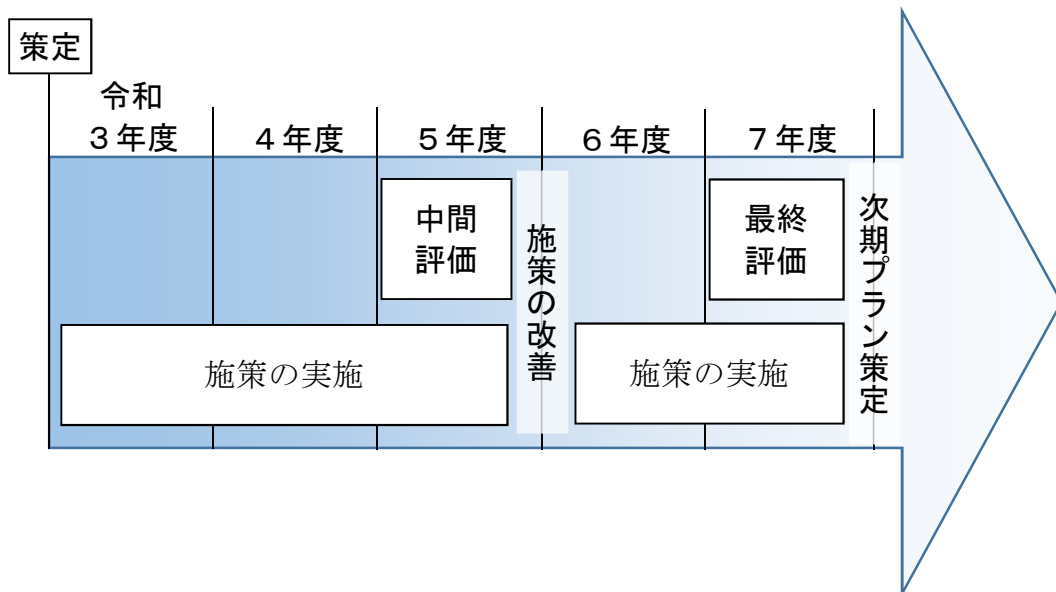
施策	指標	目標
1 経営の安定化	県内建設業の利益率	[現状値：4.5%（令和元年度）] 中間：全国の建設業平均並み 最終：全国の建設業平均以上 ※全国平均4.8%（令和元年度）
2 経営課題の解決支援	経営における専門家派遣支援を受けた企業における満足度	[現状値：－] 中間：令和3年度結果より向上 最終：中間値より向上
3 受注環境の向上	新潟県発注工事の平準化率	[現状値：0.88（平成30年度）] 中間：0.8以上を維持 最終：0.9以上を達成 ※全国平均0.75（平成30年度）
4 人材の確保・育成	県内建設業の常用労働者数	[現状値：65,809人（令和元年平均）] 中間：65,450人以上 最終：65,200人以上
5 労働環境の改善	県内建設業の労働時間（所定内・所定外の合計）	[現状値：1,972時間（令和元年平均）] 中間：1,930時間以下 最終：1,900時間以下
6 ICT等の活用促進	企業意識調査におけるICTの活用状況	3次元測量 [現状値：14.7%（令和2年度）] ICT建機による施工 [現状値：15.8%（令和2年度）] 中間：それぞれ25%以上 最終：それぞれ50%以上
7 新技術・新工法の活用促進等	「Made in 新潟 新技術普及・活用制度」に係る登録技術の販売実績	[現状値：144億円（令和元年度）] 中間：167億円 最終：184億円

※中間評価、最終評価においては、評価時点における最新値により評価を実施予定

2 施策の評価

本プランにおいては、施策の適切な進捗管理や改善を実施するため、外部有識者から施策に対する評価をいただくこととしています。

評価時期については、計画期間（令和3年度～令和7年度）の中間年である令和5年度に中間評価を、最終年の令和7年度に最終評価を実施する予定としています。



3 おわりに

平成13年5月に「建設産業振興プラン」を策定してから、その時代ごとに建設産業を取り巻く環境や課題を踏まえたプランを策定してきましたが、近年の建設産業は激甚化・頻発化する自然災害、施設の老朽化、困難な人材確保、新型コロナウイルスによる生活様式の変化と、今までに経験のない大きな変化の渦中にあります。

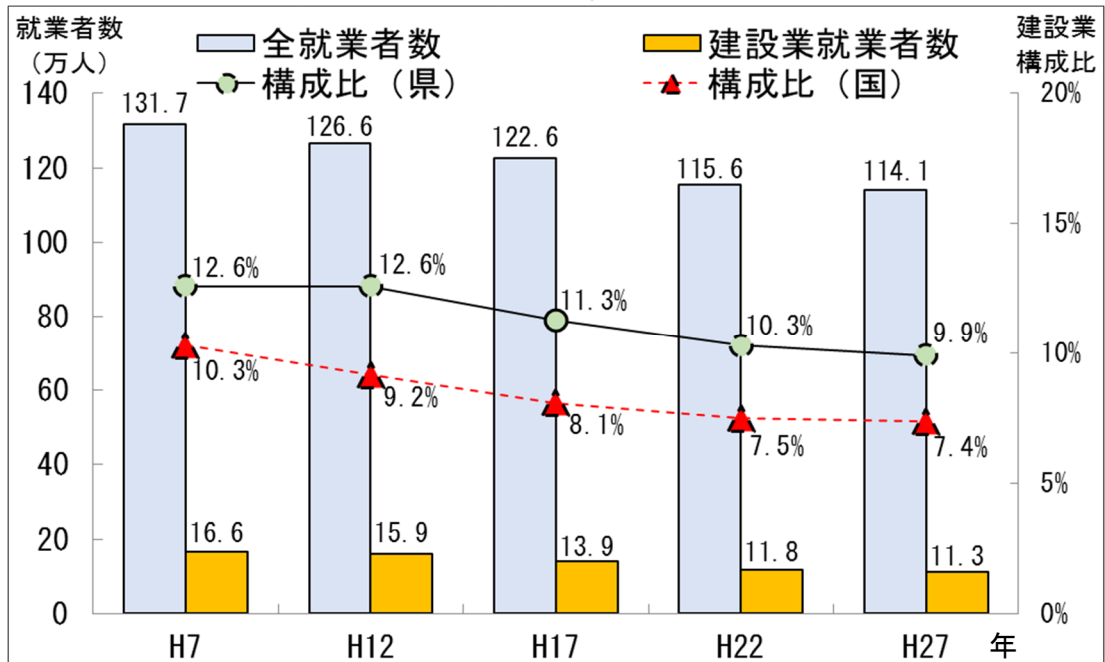
このような時だからこそ、ICTをはじめとした技術革新による生産性の大幅な向上や、週休2日制をはじめとした労働環境の整備に真剣に取り組み、「経営基盤の強化」、「人材の確保・育成」、「生産性の向上」につなげていくことが必要です。

建設産業は、強靱なインフラ整備や防災・減災など、持続可能な社会づくりに貢献している産業であることを改めて認識するとともに、脱炭素社会や循環経済に向けた取組をさらに推進していくことで、より一層魅力ある産業になることができます。県としても新潟県総合計画の基本理念である「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を実現するため、関係機関と連携して取り組んでまいります。

〈参考1〉統計資料

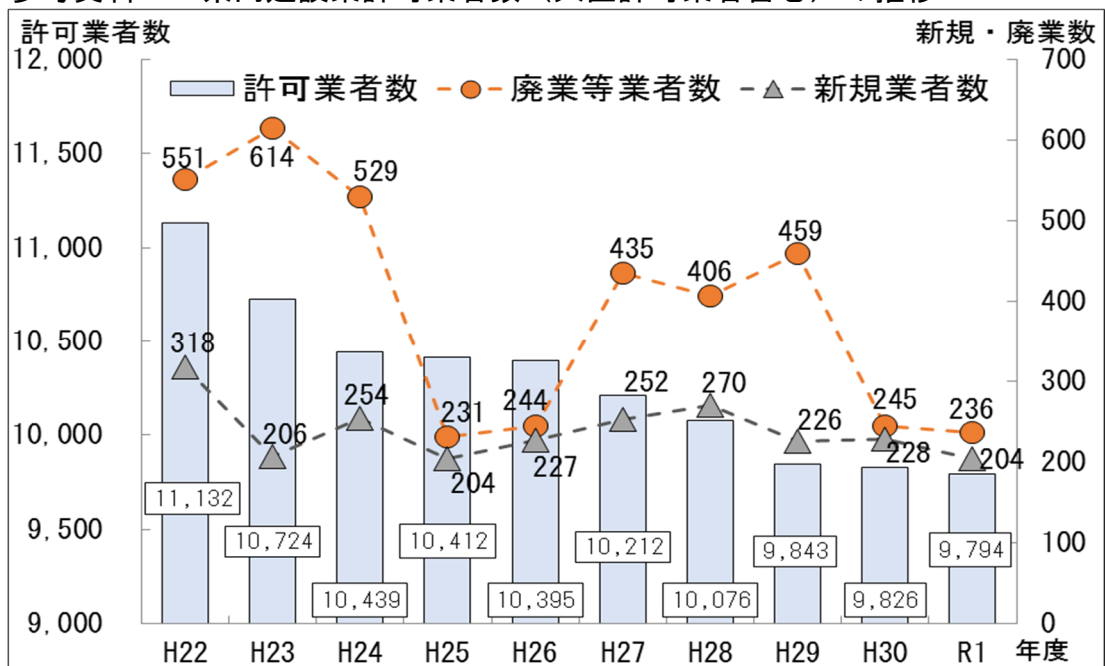
本計画の策定にあたり様々な統計資料を参考としていますが、その中でも関連性の高い統計資料を以下に掲載します。

参考資料1 県内の建設業就業者数及び構成比



資料：総務省「国勢調査」

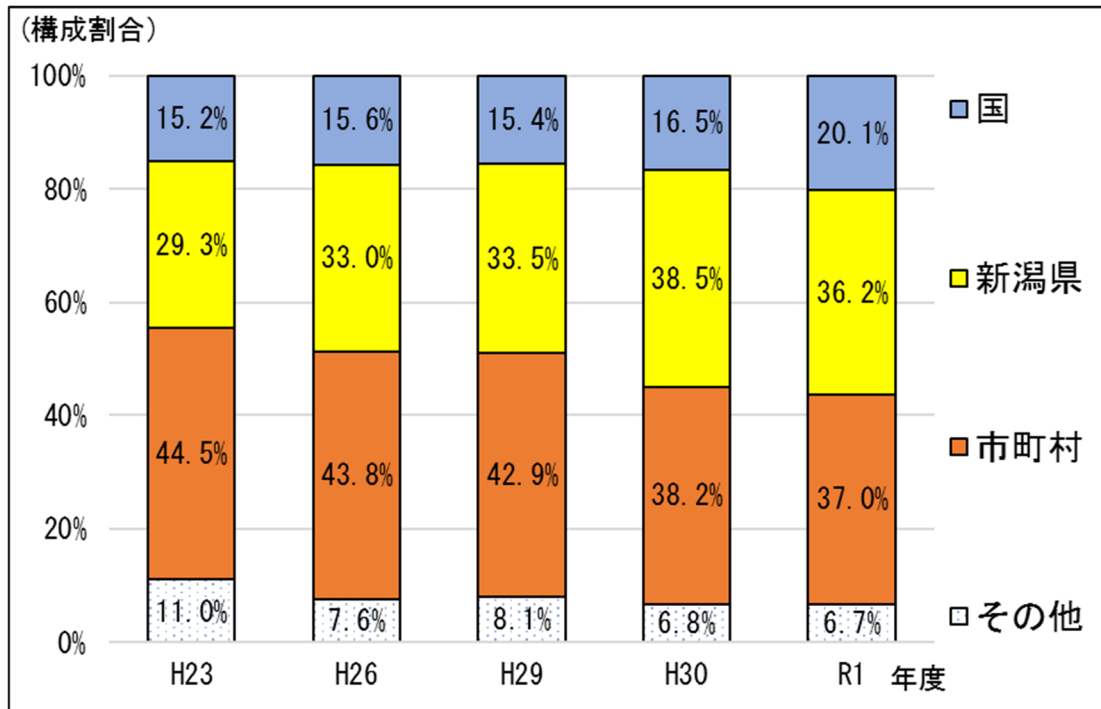
参考資料2 県内建設業許可業者数（大臣許可業者含む）の推移



資料：新潟県土木部調べ

※許可業者数は年度末時点の数

参考資料3 県内建設投資（公共）の構成

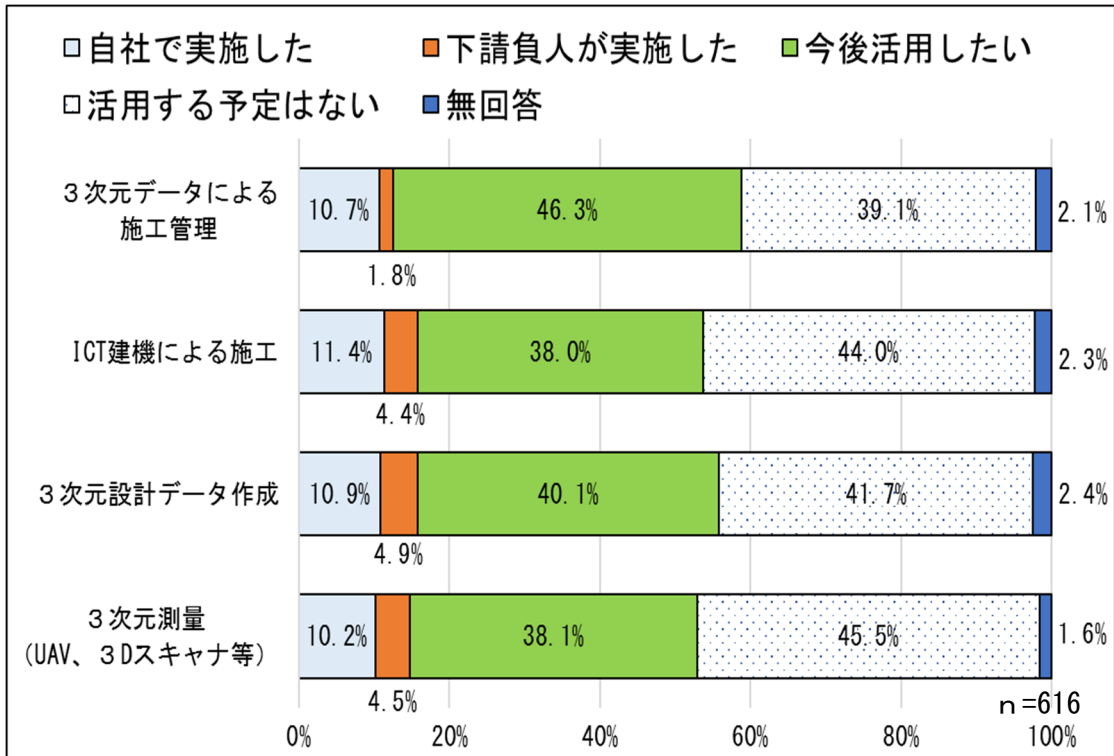


(金額単位：百万円)

	H23年度	H26年度	H29年度	H30年度	R1年度
国	55,009	53,236	45,767	51,138	67,639
県	106,310	112,407	99,487	119,307	121,524
市町村	161,159	148,955	127,533	118,319	124,228
その他	40,048	25,753	24,148	20,939	22,551

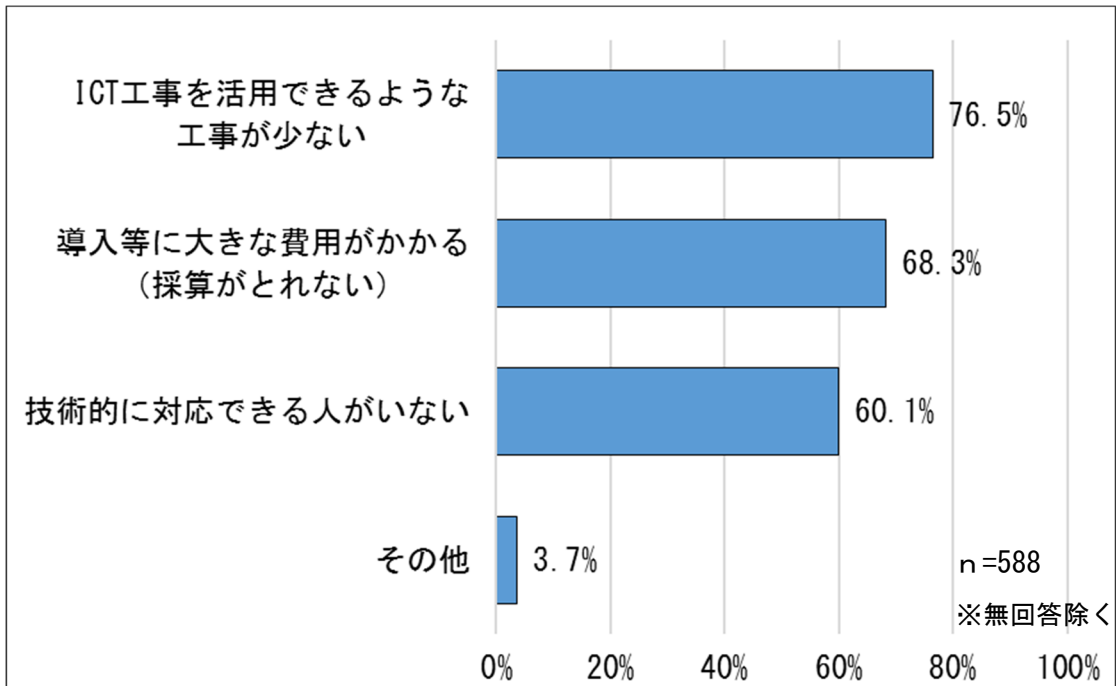
資料：東日本建設業保証（株）「公共工事の動向」都県版

参考資料4 県内建設関連企業におけるICTの活用状況



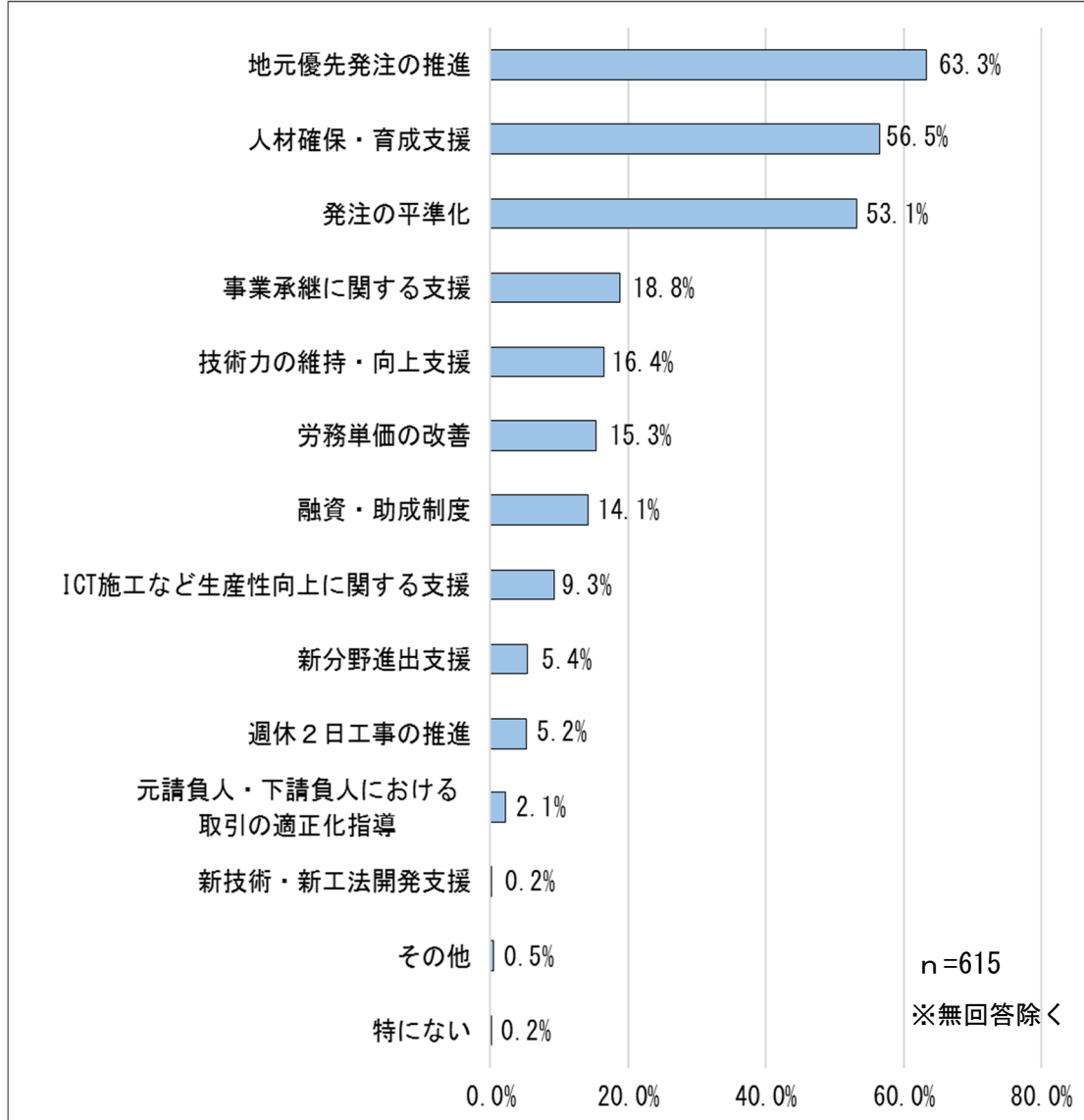
資料：新潟県土木部「建設企業意識調査（令和2年度）」

参考資料5 ICT活用の課題・問題点（あてはまるもの3つ以内を選択）



資料：新潟県土木部「建設企業意識調査（令和2年度）」

参考資料6 県に期待する建設産業振興施策（あてはまるもの3つ以内を選択）



資料：新潟県土木部「建設企業意識調査（令和2年度）」

〈参考2〉「第三次・活性化プラン」最終評価会議

委員名簿

氏名	職名等
金子 靖	創和ジャステック建設（株）代表取締役 社長
唐橋 浩輔 （座長代理）	（一財）新潟経済社会リサーチセンター 理事
斎藤 奈々子	（一社）新潟県建設業協会 女性部会長 〔（株）山嘉土建 取締役 総務部長〕
佐久間 義晴	（一社）新潟県建設専門工事業団体連合会 専務理事 〔佐久間工業（株）代表取締役〕
高橋 伸幸	（株）高橋組 代表取締役
藤田 直也	（一社）新潟県建設業協会 副会長 〔（株）新潟藤田組 代表取締役 社長〕
丸山 久一 （座長）	国立大学法人 長岡技術科学大学 名誉教授
丸山 結香	（有）マックス・ゼン パフォーマンスコンサルタンツ 代表取締役

（敬称略・50音順）

開催状況

開催日	議事内容
第1回会議 令和2年7月20日	・建設産業の現状と課題 ・第三次・活性化プランの取組状況と評価
第2回会議 令和2年9月8日	・第三次・活性化プランの評価報告書（案）について ・次期活性化プランの方向性について
第3回会議 令和2年11月16日	・第三次・活性化プランの評価報告書について ・第四次・活性化プラン（案）について
第4回会議 令和3年1月28日	・第四次・活性化プランについて

第四次・新潟県建設産業活性化プラン
～ 持続可能な社会づくりに貢献する建設産業をめざして ～
〈 令和3年3月策定 〉

新潟県土木部監理課
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

